

■ 巻頭言 ■

国民情報の「オールインワン」背番号管理と エスニッククレンジング

マイナンバーパンデミック、危機管理ゼロの平和ぼけしたデジタル庁

スウェーデンは、早くから国民総背番号制を敷いている。この国を、背番号制の視察で訪ねたことがある。ストックホルム大学の教授が話したことが今でも耳から離れない。「国民背番号制は一見便利に見える。だが、かつてスウェーデンがナチスに占領される危機があった。背番号で管理された国民情報がナチスの手に渡り、エスニッククレンジング (ethnic cleansing)、つまり民族浄化が危惧された。ナチスは、隣国ノルウェーの港湾が欲しかった。中立国のスウェーデンは、ナチスの軍隊が自国を通過するのを許し、結果的には占領を免れた。背番号を使った国民情報のトータルな管理は一見便利に見える。だが、邪悪な敵の手に渡ったときには悲劇が起きる。こうした背番号管理された国民情報のバックアップと瞬時破壊が危機管理の要である」と。

アフガニスタン (アフガン) の政権がいとまやすくタリバンの手に落ちた。このため、先進各国や各種国連機関がアフガン国内で収集した膨大な個人情報や生体認証情報、各種 ID システムの多くを破壊・回収できなかった。アフガンの国づくりでわが国が支援した女性警察官育成計画で収集された指紋認証情報も含めタリバンの手に落ちた。少数民族・宗教の異なる住民、女性を抽出し、エスニッククレ

ンジングに使われる危険が現実化した。

平和ぼけしたデジタル庁は、あらゆる国民情報を各人のマイナンバー (私の背番号) でトータルに管理すれば、行政は便利になり、コロナパンデミックなどに対応しやすい、と説く。政府クラウドを構築して管理すれば、デジタル国民総動員体制がつけられると誇る。こんな平和ボケした「マイナンバーパンデミック」構想は、危機管理ゼロといってよい。

テレビ局のキャスターや柔な弁護士解説者などが、平和ボケした口調で語る。「デジタル庁は期待の星。マイナンバーで国民情報をトータルに管理し、便利な社会ができる。あとは国民が政府を信頼できるかどうかだ」と。

政府クラウドに背番号で管理された国民情報は、国粹的邪悪な政権に大きく転換したときにどうなるのか？他国に侵略されたときにどうなるのか？危機管理は丸でだめな発言や PR が目白押しだ。こんな政府を国民が信頼できるわけがない。

ナチスやアフガンは他人事ではない。「マイナンバーパンデミック」構想がどんな深刻な人権問題を引き起すか、その現実がアフガンで起きている。国民背番号を使ったプライバシーゼロのデジタル国民総動員体制、「オールインワン (all-in-one)」監視、「マイナンバーパンデミック」構想は、危機管理が不得手なこの国の政府や国民に似合わない。こんな平和ボケした危機管理ゼロの国民デジタル監視庁、デジタル公安調査庁は要らない。

◆ 主な記事 ◆

- ・ 巻頭言～国民情報の「オールインワン」背番号管理
- ・ 【対論】政府批判封じの SNS 規制パンデミック
- ・ ワクチン接種証明のスマホ発行の悪たくみ
- ・ ギグワーカー向けタックス教室
- ・ 【資料】米英でのギグワーカー訴訟のゆくえ

2021年10月8日
PIJ 代表 石村 耕治

フェイクニュース、不適切投稿対策を口実とした 政府への異論・反論封じパンデミック

— SNS と「言論の自由市場」確保 —

対論

話し手 清水晴生（白鷗大学教授）

聞き手 石村耕治（PIJ代表）

私たちは、「言論の自由」、「表現の自由」を尊重する西欧型民主主義のもとで育ってきた。ただ、大きく変わったのは、リアルメディアに加え、ネットメディアが私たちの生活に不可欠になってきたことだ。ネットメディア、つまりツイッターやフェイスブック、グーグル、ヤフーなどプラットフォーム企業がネット上に構築したソーシャルメディア（SNS）では、スマホやパソコン、タブレット端末などが必須のツールだ。こうしたツールを使いこなせない人たちは、社会から取り残されかねない時代に入った。コロナ対策1つ取ってみても、ワクチン接種予約は、国や自治体のホームページ（HP）からアクセスした方が確実だ。また、HPでは、変化する最新の情報を得られやすい。

また、リアルメディアは、政府の公式見解を優先する傾向がみられる。これに対して、ネットメディアでは、市民の間で交わされる生き生きとした情報を入手できる。「#コロナ闘病中のみんなで話そう」が一例だ。投稿（ツイート）された内容は、政府や自治体、TVや新聞などリアルメディアとは違い、崩壊した医療のなかで市民が頑張っているありさまがわかる。

その一方で、ネットメディアでは、危険性もはらんでいる。「コロナワクチンは毒だ」とか、「●●食品がコロナ特効薬にもなる」とか、科学的知見が不確かなフェイクニュース（偽情報）が氾濫している。また、ネットメディアにも、人権をむしばむ不適切投稿（ツイート）が拡散し、どう向き合うかが大きな問題となっている。

そこで、ネットメディア、SNSに氾濫するフェイクニュース（偽情報）や不適切投稿（違

法・有害情報）を規制してはどうか、との監視問題が重い課題として浮上している。リアルのTVを放映するTV局に対する政府規制をする放送法がある。ネットメディアについても、現在の民規制・自主規制では不十分だ、政府規制をしてはどうかという声も当然でてくるであろう。2021年7月に公表された総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 中間とりまとめ（案）」[https://www.soumu.go.jp/main_content/000760482.pdf]では、不適切投稿について、行政の関与のあり方の検討をすすめるべきだ、との方向性を打ち出した。

中国、中国に飲み込まれた香港、軍政になったミャンマー、韓国など、東南アジア諸国では、政府によるメディア監視を強める流れが止まらない。フェイクニュース、適切投稿対策を口実とした政府への異論・反論封じパンデミックがグローバルに拡大してきている。しかし、わが国の市民団体の多くは、このことに無頓着だ。平和ボケしているのかも知れない。だが、わが国の政府も、不適切投稿削除で、グーグルと法務省がタイアップしたりしている。こうした動きに市民監視を強めないと、「マイナンバー反対」とか、「政府のコロナ対応は失策続きだ」とSNSにツイートしたら、不適切とされ削除、アカウント凍結などの憂き目にあいかねない。

そこで、SNS規制で広がる政府批判封じのための自主規制や政府規制の動きについて、「言論の自由市場」をどう確保していったらよいのか、白鷗大学の清水晴生教授と石村耕治PIJ代表に対論をお願いした。

(CNNニュース編集部)

◆グローバルな動き

(石村) タイやベトナムなどアジア各国では、「コロナ失策批判封じを狙いとしてメディア規制」が広がっています。たいてい「フェイクニュース」を口実にしています。一方で、科学的な知見が乏しいのにもかかわらず、「コロナワクチンは危険だ」といったツイートもあふれています。この点については、どのように考えたらよいのでしょうか？

(清水) あやしい情報は信じるも信じないも自由ですし、何よりもほかの情報と突き合わせて自分なりに真実を探することができます。他方で国がフェイクかどうかを決めてしまえば、国がフェイクでないとした情報にしか接することができなくなります。

(石村) 上げ膳据え膳で楽でしょうが・・・

(清水) いったみれば私たちの普段の生活までが、よく政府や省庁が出してくるあのほとんど全面黒塗りの「情報公開」文書のような形でコントロールされてしまうことになります。

(石村) お国が加工してくれた「加工食品」のような情報だけを信じて暮らす方が安心でしょうか？ということですね。

(石村) 中国のネットでは当局に不都合なツイートはただちに削除されます。アドレスをクリックしても、フリーズ（凍結）され、開けなくなるようです。

(清水) 札幌でも当時の安倍総理の街頭演説で、批判的なプラカードを持っていた人が警察に排除されましたし、大事な書類もよく処分されていました。

(石村) その後の菅さんも、記者会見でろくに質問に答えなかったり。

(清水) 日本政府も気に入らない情報を「削除・凍結」していますね。

(石村) デジタル庁も作って、この方面でも中国に追いつこうということでしょうか。

(清水) デジタルが苦手そうですが、追いつけるでしょうか・・・



(石村) 一方で、中国は、ツイッターやフェイスブックのような SNS 上で、AI（人工知能）を駆使して大量の偽アカウントを作成し、当局の主張を世界中に拡散させているようです。こうした国家行為をどう規制していくのかという問題もあります。

(清水) AI 兵器以上にサイバー戦争・情報戦争のウェイトが大きくなっているといわれます。

(石村) これらは隠密作戦ですから、そもそも認めたがらないでしょうけどね。

(清水) 手の内も明かしたくないはずですから、国際合意に至るのも難しそうです。

(石村) 特に選挙期間中は、情報に対して情報による防衛を図る必要がありそうですね。

(清水) 情報戦も苦手という評判ですけどね。

(石村) 一国では対応できない問題と、一国で対応できる問題とを分けて考えるべきなのではないでしょうか？

(清水) 各国の足並みがそろわないとします。この場合は、特に主要な国が協調しなければなりません。そうでなければ、他のフェイクニュース・偽情報（disinformation）と同様に、国内の対応が必要になると思います。

(石村) デジタルプラットフォームの規模は巨大です。それぞれが大き過ぎて、業界内での結束・協調というのも限界がありそうですからね。

◆わが国総務省の動きを読む

(石村) わが国一国内での対応の動きがあります。とりわけ、不適切投稿（違法・有害情報）の削除に関しては、総務省もプラットフォームサービスに関する研究会を立ち上げて、規制についても検討してきました。2021年7月に公表された総務省「プラットフォームサービスに関する研究会中間とりまとめ（案）」[https://www.soumu.go.jp/main_content/000760482.pdf]（以下「総務省研究会中間とりまとめ（案）」）では、自主規制を原則としながらも、不適切投稿について、行政の関与のあり方の検討をすすめるべきだ、との方向性を打ち出しました。危うい動きがぼんやりですが、みえてきました。

(清水) これまでは主要マスメディアによる「言論の寡占市場」でしたからね。電波とめるぞと恫喝しておけば足りましたが。

(石村) SNS は当局のコントロールが不完全な「言論の青空市場」です。政府からすれば「闇市場」

ですから、そもそも潜在的な規制対象なのでしょう。

(清水) しかも規制するといってもゲリラ戦のようになってしまいますからね。効率よく規制するためにコントロール下に置くべきはプラットフォームだ、ということになるのでしょうか。

(石村) フェイクニュース、規制と不適切投稿とは、別物と考えていいのでしょうか？総務省研究会中間とりまとめ（案）では、別物として検討していますが。

(清水) やはり不適切投稿の規制は従来から行われているところです。刑法に触れれば処罰も可能です。

(石村) プロバイダの対応や被害者による発信者情報開示請求を迅速化・容易化していく取り組みも必要ですね。

(清水) ええ。それに対して、新たに取組むべきフェイクニュース規制は、いってみればはっきりとした被害者がいないようなケースが多いわけです。とくに選挙や災害時に影響や混乱が生じる可能性が高いわけです。

(石村) ただ、十分な検証を欠いた結果の誤情報(misinformation)なども含まれますね。

(清水) ですから、過度な規制は言論への萎縮効果を生みます。

(石村) だからこそ、プラットフォームやファクトチェック団体の取組みを優先して、これに任せるべきでしょうね。

(清水) 仰せのとおりです。

(石村) 総務省研究会中間とりまとめ（案）に対して、パブコメを徴収しています。8月20日が締め切りでした。日本新聞協会は8月20日に意見を公表しています [https://www.pressnet.or.jp/statement/20210820.pdf]（以下「協会意見書」）。同協会は、不適切投稿について、行政の関与に対しては、消極的な意見を表明していません。日本新聞協会は、本来リアルメディアの団体ですが。やはり、デジタル・プラットフォーム企業、ネットメディアへの政府規制は、いずれは自分らにも跳ね返ってくるという危惧があるのではないかと感じていると思います。



(清水) 新聞やテレビは自ら取材し編集・報道することで情報流通を仲介するメディアです。

(石村) その点では、プラットフォームという流通の場を提供するだけのネットメディアとは大きく異なりますね。

(清水) 行政規制は、報道の自由というリアルメディアの存在理由そのものを間違いなく掘り崩すものです。他人事ではありません。

(石村) 協会意見書では、表現の自由に配慮し「プラットフォームによる自主的取り組みで課題解決することが望ましい」としています。

(清水) 言論・報道に対して行政当局が偽情報とか誤情報と決めつけて規制できるなどというのは、悪い冗談ですね

(石村) 大本営発表に対抗して、国や政府に都合の悪いスキャンダルを執念深い取材でスクープして真実を明らかにしたら、それはフェイクだといって揉み消されるわけですからね。

(清水) だからこそ、プラットフォームが自らフェイクニュースと決めつけて削除することをためらうのもわからないわけではありません。

(石村) たとえそれが、悪質なツイートの拡散を結果的に助けることになっているとしてもですね。他人の言論を真実でないといえようのはやはり相当に・・・

(清水) 権力的な行為ですからね。

(石村) 協会意見書では、規制対象となる情報の定義が不明確で「恣意的な運用につながる恐れがある」と指摘しています。

(清水) 有害情報なんていうのも非常にあいまいです。それ以上に偽情報とか誤情報なんていうのは、非常に幅の広い内容をもっています。

(石村) 目の前で行われた殺人も、実は正当防衛かもしれませんよね。

(清水) 真実を知るのは簡単ではありませんね。

(石村) 特に、都合の悪い情報は、黒塗りにされたり、「もう捨てた」とか「そんなのはない」と存在を隠されますからね。

(清水) ですから、真実を見つけるには丹念に取材をして、小さな手がかりをパズルの如く組み立てていく必要があります。

(石村) つまり、確実なニュース以外が全て

後援会は
補填してません



偽情報だとされてしまうと、私たちは結局、ほとんどの情報へのアクセスを奪われることになるでしょうね。

(清水) 不完全ながらも報道がなされることで更に情報が集まって、その結果として奥に隠された真実へ到達できることも少なくないはずですよ。

(石村) 清水先生には、CNN ニュース 106 号で、「国民投票法改正と SNS 規制・言論の自由」について、お話いただきました。今般の総務省研究会中間とりまとめ（案）との関係では、どのような問題があると思いますか？

(清水) 行政規制が法制化されたとします。その場合は、その実施要領に従って総務省が「指導」し、プラットフォームに事実上のコントロールを及ぼせることができるようになります。

(石村) しかし、政府与党の行動が規制・指導されることはないでしょうね。

(清水) オリンピックを見ても、かかる費用、復興五輪、バブル方式など、結果的にフェイクだらけでしたから・・・。

(石村) 憲法改正の是非というのも、正解があるというものでもありませんね。

(清水) 政府・国が一方的に偽情報かどうかを判断する権限を持っているというだけでも、偏った抑制効果が発揮されてしまうでしょうね。

(石村) 憲法改正の国民投票は、政府の信任投票ではありません。国のあり方を左右しかねない憲法改正の国民投票においては、とりわけ SNS 規制のあり方についての議論が大きな影響を受けるとは思いますか？

(清水) 大阪都構想も、維新自体は圧倒的に支持されているのに・・・

(石村) 否決されましたね。

(清水) ええ。ですからやはり、公式の情報以外の「自由な討論・熟議に触れる場」が必ず確保されなければなりませんよね。

(石村) 改正したい側が一方的にその場を規制できるのではだめですね。討議の自由・公平が保障されているとはとてもいえませんから。

(清水) 行政が主催する会議の論調は、SNS に「言論の自由市場」はあてはまらないから、むしろ既存メディアに補助金を出して発信力を高めよ」などといっています。

(石村) 補助金依存体質にして、間接的にコントロールしようとする意図が透けて見えてくるようです。

(清水) むしろ改正の対象を抱き合わせにせず、一つずつのトピックをていねいに取り上げること

総務省	「プラットフォームサービスに関する研究会」
法務省	「ネット上の中傷を巡る法的問題を整理する有識者検討会」

が必要ですね。

(石村) 議論の焦点を明確にすることで、信頼できる情報にアクセスしやすくすることこそ必要ですね。

◆別ルート、法務省のグーグルとの危ないタイアップ

(石村) 総務省とは別ルート、不適切投稿削除では、グーグルと法務省がタイアップして「ネット上の中傷を巡る法的問題を整理する有識者検討会」(<https://www.shojihomu.or.jp/kenkyuu/nethibouchusyo>) を立ち上げました。これも注目される所です。CNN ニュース 106 号でふれましたが。

(清水) グーグルも、当局の意見を次第に無視しづらくなる懸念があります。

(石村) 法務省も前面に出なくて済むので、一石二鳥ですね。

(清水) あくまで「民間」による「自主」規制だといえますからね。

(石村) 民間の監視カメラ映像も、令状なく「任意」で見放題の状況ですからね。

(清水) まさに、「お前のモノも俺のモノ」なのでしょう。

(石村) 政府からすれば、監視ツールはいくらあっても困りませんからね。

監視ツールを
いただきました



こんな
ナンボあっても
いいですからね

(石村) 法務省は、人権保護を建前としています。総務省とは同じ穴のむじなではないような感じもしますが・・・？

(清水) 立派な目的が、手段を常に正当化するわけはありませんから。

(石村) こうした役所主導の研究会では、「言論の自由」という人権の保護にまで言及することに消極的です。どのように効率的に「不適切投稿削除」作業をするか、に論点が集まりがちです。主導する役所の姿勢に対して居並ぶ委員から強い異論が出ないのも不可解です。

(清水) 監視を得意とする官庁が堂々と言論の取締に参加していること自体が、まるで戦時中の悪夢のようです。

(石村) まさに『1984』の「真理省」(Ministry of Truth) に名前を変える日も近そうですね。

◆罰則を科す取り締まりへとエスカレート？

(石村) 香港政府はフェイクニュースを取り締まる立法措置の検討に入ったようです。当局がフェイクと判断すれば、報道機関に訂正や削除を求めたり、罰則を科したりする内容が取り沙汰されています。当然、政府に批判的な報道が取り締まりの対象になれば、メディアへの統制が一段と強まる可能性があるわけです。韓国でも、フェイクニュースを取り締まる立法措置の検討に入り大騒ぎです。賠償や訂正報道を強制する法案が採決される方向のようです。これらの立法では、リアルかネットかは問わない法律のようです。わが国でも、総務省が対策をエスカレートさせ、こうした政府立法を目指す可能性がありますね。

(清水) 最初はプラットフォームに対する警告・命令違反といった間接処罰からはじまるでしょう。その後は、プラットフォームと発言者に対する直接処罰へとステップアップしていくでしょう。

(石村) 総務省が SNS 法で検閲してしまうというのでは・・・？

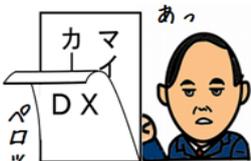
(清水) 戦前の内務省が、新聞紙法(23条)で検閲していたのとまるで同じですよ。

(石村) マイナンバーが一例ですね。国民総背番号制、監視ツールに大化けしています。財界のPR紙の日経新聞などは社説で「マイナンバー持ち腐れは許させぬ」(2021年8月21日)とか、イケイケドンドンの狂い咲きの論調です。この論説を匿名で書いている御仁、「櫻木鶯(さくらぎょうぐいす)氏としておきますか、以前からほかでも「マイナンバー、そんなに心配？」(日経新聞2015年5月11日朝刊)とか読者をやゆしています。偏頗は当たり前で、言論人としてどうかと思いますね。

(清水) 自爆した菅政権は、マイナンバーパンデミックでこの国は再生するという政策でした。IT企業の広告収入で支えられている日経新聞のようなリアルなマスメディアも、政権追従で生存の糧を得ているのかもしれないね。

(石村) 菅政権は、プライバシーや人権は一切語らない政権でしたからね。

生まれたばかりの仔牛のように、トレーサビリティが保障されることで、人は「シアワセ」にさせ



る、という認識なのでしょうけど？背番号で監視されても悪いことしなければ怖がることはない、のトーンですね。

(清水) プライバシーや人権などどうでもいい、というのでしょうか。

(石村) 「人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる」といった政治哲学がない国家は、デジタル化で国民は植物人間になってしまいます。ちなみに、カナダでは、個人番号が国民総背番号にならないように、2004年に法律で利用拡大にス



トップをかけています (CNN ニュース 82 号参照 <http://www.pij-web.net/cnn/CNN-82.pdf>)。

(清水) わが国では、「監視されることで安心・安全」と考える市民が多いですからね。

◆アフガンから学ぶトータルな国民データの背番号管理の恐怖

(石村) 米バイデン大統領は、8月17日の演説で、「アフガンの国民や軍隊は、自国を守る気概がない。アメリカ人若者の命をこれ以上犠牲にはしない」とし、20年にもわたるアフガンでの駐留から米軍を完全撤退させました。

(清水) バイデン大統領の演説は、台湾や韓国、それからわが国にも、耳の痛いところですね。

(石村) バイデンの「自分の国は自分で守れ」の演説から、いろいろなことを学ぶことができる、と思います。こういうことで、アフガニスタン(アフガン)の政権がいとまたやすくタリバンの手に落ちました。このため、アメリカの支援を受けてアフガニスタン内務省の「アフガニスタン自動生体認証システム」やアフガン国家統計情報局が調整している「e-Tazkira 電子国民 ID カードシステム」、さらには先進各国や各種国連機関がアフガン国内で収集した膨大な個人情報や生体認証情報、各種 ID システムの多くを破壊・回収できなかったとのこと。いとまたやすくタリバンの手に落ちたようです。国際人権組織から、少数民族・宗教の異なる住民を抽出し、エスニッククレンジング(民族浄化)に使われる危険が迫っている、とアラート(警鐘)が発せられています。(https://www.accessnow.org/whyid-afghanistan-biometrics/)。

(清水) わが国も、アフガンの国づくりで女性警察官

の育成プログラムを立ち上げ実施していましたが？

(石村) そうです。その際に、警察官の指紋による本人確認システムをつくりました。今回、このシステムの生体認証情報も女性蔑視のタリバンの手に落ちてしまいました。

(清水) これは教訓ですね。マイナンバー／背番号は、緊急時、戦時に役立つのではなく、人権をむしばむ凶器にもなるということですね。

(石村) そういうことです。平和ぼけしたデジタル庁は、あらゆる国民情報を各人のマイナンバー（私の背番号）で一元管理すれば、行政は便利になり、デジタル国家総動員体制でコロナ危機などに対応しやすい、と説いています。政府クラウドを構築して管理すれば、デジタル国民総動員体制がつくれると誇っています。こんな平和ボケした構想では、逆に緊急時、戦時には国民の生命を危険にさらしかねないということです。また、国民情報を背番号でトータルに管理した政府データベースには強固なハッキング対策をしています。このことが、逆に、敵の手に落ちた政府データベースを外部から破壊することを難しくしているとの見方もあります。

(清水) 国粹的な政権ができ外国人を排斥したり、島国意識が強くてわが国が外国に占領されるなどありえない、と思っているのですね。

(石村) コロナ禍をみても、危機管理能力がなく、インパルスを繰り返し、まともな出口戦略も描けない国です。保守政権が、国民を護るためとか言って、日米安保条約を止めて、日中安保条約を結ぶとか、どんでん返しが無いともいえませんからね。

(清水) 自民党総裁選で上げ潮に乗ったつもりで岸田文雄自民衆院議員が打ち出した「健康危機管理庁構想」なども危うさが漂っていますね

(石村) 国民データがエスニッククレンジング（民族浄化）に使われる怖れがあるなどと、発想がないゆるゆるの政治家だらけなわけです。しかし、アフガンの現状は、対岸の火事といっってはられないのです。

(清水) エスニッククレンジングにつながりかねないヘイトスピーチをする政治家も少なくないですからね。

(石村) スウェーデンは、早くから国民総背番号制を敷いています。この国を、背番号制の視察で訪ねたことがあります。ストックホルム大学の教授が話したことが今でも耳から離れません。「国民背番号制は一見便利に見えるけど。かつてスウェーデンがナチスに占領される危機があり

ました。背番号で管理された国民情報がナチスの手に渡り、エスニッククレンジング（ethnic cleansing）、つまり民族浄化が危惧されました。ナチスは、隣国ノルウェーの港湾が欲しかったわけです。中立政策を採っていた当時のスウェーデンは、ナチスの軍隊が自国を通過するのを許し、

結果的には占領を免れました。スウェーデン国民は、いまだこうした隣国を裏切った行為にうしろめたさを感じています。背番号を使った国民情報のトータルな管理は一見便利に見えます。しかし、邪悪な敵の手に渡ったときには悲劇が起きるわけです。こうした背番号管理された国民情報の



バックアップと瞬時破壊が危機管理の要です」と。

(清水) 国民情報の「オールインワン（all-in-one）」背番号監視をめざすデジタル庁には、こうした危機管理の思考が完全に欠けてますね。

◆ネット上の表現の自由と市民団体活動への影響は？

(石村) 多くの市民団体にとり、ネットメディアを使いこなすことがますます重要になってきています。ところが、香港やミャンマーなど、体制が変わり、これまで保障されていたネット上の言論の自由市場が閉鎖されることが起きるわけです。とくに、中国のように、国家がデジタルプラットフォーム役を演じるとなると、官製の市民団体しか生きられなくなります。総務省の動きなどはどう考えたらよいのでしょうか？

(清水) 治安維持法も共産党のみならず、大本教であったり、横浜事件のように出版人をも対象にしていきました。

(石村) SNS 言論規制も、はじめはあからさまなフェイクニュースから始まるでしょうけどね。

(清水) 次第に原発が危険だというのも嘘になり、沖縄で工事が強行されたといえば嘘となり・・・

(石村) 書類が隠されたというの、違法捜査も、入管内の虐待も、あらゆる告発や糾弾が「嘘」として規制・処罰されるでしょう。

(清水) そんなものはなかったということにされるのでしょうかね。

(石村) アフガニスタンのように、体制変革が起

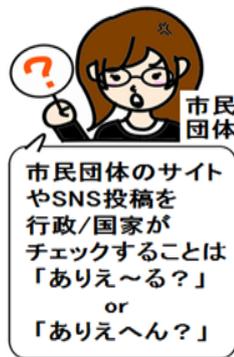
きても、タリバン自体が、フェイスブックやツイッターのような SNS を使っています。こうしたケースでは、SNS をストップあるいはコントロールして市民の動きを弾圧することは至難ですが。

(清水) 確かに SNS は市民活動に寄与してきました。しかしすでに弾圧する側もその動きに敏感になり、その対応に長けてきています。

(石村) SNS 側も違法な発信者をかくまったと脅されてまでは、言論の自由に殉じることもしないでしょいうね。SNS は決して匿名ツールではありませんから。

(清水) ただ、国の内情の漏洩を止めるということは、確かに難しくなっているところはあるかと思えます。

(石村) この辺が、平和ぼけしているのか、概して市民団体は、今回の総務省研究会中間とりまとめ（案）に対する反応が鈍いような感じがします。わが国が、香港のように、異論・反論がゆるされない社会になるなどありえないと考えているのでしょうか？「ありえーる」ですよ。



(清水) ツイッターの投稿内容を理由に弾劾裁判にかけられている裁判官もいますからね。

(石村) 裁判官であろうと、言論の自由は保障されないといけませんね。

(清水) その保障されるべき言論の自由が、裁判官の威信といった価値に比べてあまりに軽視されています。

(石村) 憲法の下にある裁判所や国会が、易々と「威信」を欠いた言動だといって法曹資格をなく奪するのでは、裁判官には人並みの言論の自由さえ認められていないことになります。

(清水) 民事裁判で不法行為が問われるのは別です。名誉棄損で有罪になったというのですらないのですから。

(石村) 私個人としては、この裁判官、もう少し自己コントロールできないのかと感じます。しかし、法曹資格をなく奪したいというのであれば、まず裁判官の言動について名誉棄損を問う必要がありますね。

(清水) 司法が、手続を軽視するようになってはおしまいです。市民が裁判所に人権保障を求めても、そりゃ救われないだろうな、と思ってしまいますね。

(石村) 司法の威信をおとしめていますよ。

(清水) 身分保障は手厚いはずの裁判所でさえそ

うなのですから。市民の言論の自由など蟻のように踏み潰されそうなわけです。

◆言論市場の自由確保と GAFAM の所在

(石村) もっとも、アメリカの巨大デジタル・プラットフォーム企業 (GAFAM) に世界のネットメディアが牛耳られているのでよいのか？も問われていますが。以前は、GAFAM【グーグル (Google) + アップル (Apple) + フェイスブック (Facebook) + アマゾン (Amazon)】と聞いていたようです。最近では、マイクロソフト (Microsoft) の「M」も加え、「GAFAM」の言葉を使っています。



(public use)

(清水) GAFAM が世界のネットメディアをずっと牛耳っていられる保証はありません。ネットメディアはリアルメディアとの間でも競争がありますし・・・。

(石村) GAFAM も、次に来るプラットフォームとの競争は続くでしょうね。

(清水) 国内外の独占規制への対応も常に迫られます。

(石村) 大きくなるほど、ユーザーの見る目が厳しくなるというのがあります。

(清水) 独裁政治体制の崩壊には時間がかかります。しかし、支配的ネットメディアの陳腐化はそれほどではないかもしれません。

(石村) フェイスブックが主導した暗号資産 LIBRA も頓挫しましたしね。

(清水) 主要な通貨発行国の金融政策に影響しかねない、バスケット型ステーブルコインを構想していたために猛反発をくらって、撤回を余儀なくされました。

(石村) いくら巨大デジタル・プラットフォーム企業であっても、市場の競争原理にさらされるというわけですね。

(清水) ですが、国家による言論の市場支配に競争原理は働きません。

(石村) 言論の自由のような精神的自由の価値が経済的自由の価値より高いとされています。これは、精神的自由が奪われなければ、経済的自由は取り戻せると考えられているからでしたね。

(清水) そうです。言論の自由が奪われることを

常に警戒しなければならない状況は由々しいことです。しかし、奪われた後の悲しみに比べれば、ずっとましなはずで。

(石村) ウェイボ (中国版ツイッター) のような、いわば国営の SNS もあります。とくに、最近、中国のトップは、毛沢東をまねて「新文革」をやろうとしているようにみえます。

(清水) わが国の総務省とかも、「和製文革、健全な SNS、ネットメディアをつくろう！」とかの号令のもと、政府系の有識者を集めて検討をしはじめられるかもしれません。

(石村) 「ありえーる」ですね。

(清水) ですから、国民みんなで言論の自由のような精神的自由をどう護るか、まじめに議論しなければいけません。

(石村) もっとも、ネット、SNS で言論の自由を議論しようとしても、ネットメディアが行政ないし国家にガッツリコントロールされてしまえば、

難しいですが・・・。

(清水) その辺が、今回の議論のコア (核) でした。また、元に戻ってしまいますね (笑)。

(石村) 話は尽きないのですが、時間がきてしまいました。総務省は、政府系学者などを動員して研究会や審議会を立ち上げて、ネットメディアに対する行政規制の足場を築こうと必死です。ところが、平和ぼけでしょうか？わが国の市民団体 (NGO / NPO) は、ネット規制の問題には概して対応がスローです。無頓着です。わが国が、中国やミャンマーなどのようなネットメディア監視国家になるなどとは想定できないわけです。しかし、政府は、ネット中傷を厳罰化するために侮辱罪に懲役刑導入する。そして、時効も 3 年にする。こうした内容の刑法改正を法制審に諮問する準備を終えています。今回は、こうした動きを含め、ネット規制の問題を議論いただきたい、と思います。今回は、お忙しい折、ありがとうございます。

ワクチン接種証明、スマホで即発行で、 マイナンバーカード強要の悪だくみ

＝ ワクチン接種証明のスマホ発行は電子監視収容所列島化構想 ＝

(CNN ニュース 編集局)

わが国では、現在、新型コロナウイルスワクチン (ワクチン) の接種を済ませた人に、接種後に「予防接種済証 (臨時)」 (ワクチン接種済証) を渡している。諸外国のように行動制限の緩和やサービスを認めるための「接種証明書」はない。コロナパンデミックで、わが国は現在、鎖国状態にあるとあってよい。私たち市民は、入国時に接種証明書が必要な国に行くとする。この場合には、渡航目的に限って当局から紙の接種証明書の発行を受けることができる。だが、この接種証明書は、国内向けの利用を想定したものではない。

政府は、国内向けの公式の接種証明書を発行する方向だ。原則としてスマートフォン (スマホ) を利用する方向だ。9 月 17 日に、ワクチンの接種情報をオンラインで証明するモデル (スマホ式モデル) を明らかにした。

このスマホ式モデルでは、利用者はスマホのアプリを通じて接種証明書の発行を申請する。マイナンバーカード (マイナカード) を読み取り、4

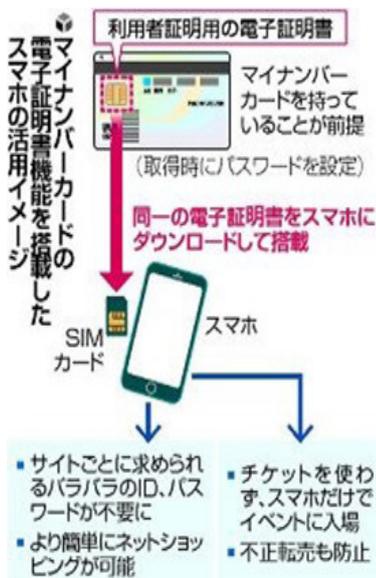
桁の暗証番号を入力し、自治体の窓口に出向く必要がなく、すぐに利用できるようにするという。

◆狡猾な役人の悪だくみ

政府は、スマホ式ワクチン接種証明では、マイナンバーと紐づけオンラインで本人を証明する機能を持たせる。このために、マイナカードを使い、国のワクチン接種記録システム (VRS) につなげて情報を共有するという。

だが、ちょっと待った！である。マイナカードを取得する、取得しないは任意のはずだ。この政府のスマホ式モデルだと、スマホを持っていても、マイナカードのない人はアプリ上で申請し接種証明書を取得できなくなる。こんな卑劣、狡猾な手段を使ってマイナカードの取得を強要するのはルール違反だ。

それに、国のワクチン接種記録システム (VRS) につなげるのも、個人の医療情報の背番号管理、接種の強制や接種を望まない人への差別を生むこ



とが危惧される。憲法が保障する国民のプライバシー権をむしばむのではないかと。

スマホ式ワクチン接種証明は、憲法で保障された「移動の自由」の制限につながる、いわば、「電子国内パスポート (e-inner

passport)」を発行するようものだ。

もっと、簡潔で、憲法に適合する仕組みにしないと、スマホ式ワクチン接種証明は普及しない。

◆存続期間の定めのないスマホ式ワクチン接種証明は危険

仮にスマホ式ワクチン接種証明システムを導入するとしても、存続期間を定めないといけない。また、スタンドアロンにしないといけない。警察や公安当局のデータベースに常時紐づけしてはいけない。でないと、実質、「電子国内パスポート」、「電子通行手形」になってしまう。居酒屋やレストランなどあらゆる場所に電子関所（監視ポイント）を設けるに等しく、私たち市民は常時政府の電子監視化に置かれることになる。これでは、市民の人権は護れない。

スマホ式ワクチン接種証明システムにより、この国を電子監視収容所列島化、デジタル国家総動員体制下に置くことを認めてはならない。でないと、私たち市民は、中国型のデジタル国家主義、デジタルファシズムのもとでの生活することを強いられることになりかねないからである。

◆信頼のない政府では、紙の予防接種済証が安心・安全

政府は、スマホを使わない人やマイナカードを持っていない人への対応を別途検討中である。紙の「ワクチン接種済証」などを使うことになるようだ。電子監視による人権侵害を危惧する人は、スマホを持っていても、紙の接種済証を選ぶべ

きだ。でないと、スマホのGPS位置確認やマイナンバー（背番号）を介在させたスマホ式ワクチン接種証明システムで徹底した電子監視・追跡されることになる。紙のワクチン接種済証の方が安心・安全である。

スマホ式にしろ、紙媒体にしろ、ワクチン接種証明システムは、憲法が保障する市民の「移動の自由」と深くかかわってくる。コロナ感染防止を理由に、何の罪も犯していない市民の足跡を記録するのをゆるしてはならない。とりわけ、背番号（マイナンバー）で人の移動データを収集し、追跡・監視することは禁止しないとイケない。憲法違反である。

それに、国際的に通用するワクチン接種証明の仕組みにしないとイケない。でないと、インバウンドで来日する外国人は、このシステムに乗れなくなる。国民背番号であるマイナポータルと紐づけしてはいけない。

政府は、10月から11月に、飲食店の営業時間の延長や、会食やイベントの参加人数の拡大を検討している。イギリスなどをまねて、緊急事態宣言を解除した地域の一部などで、接種を受けた人に限定して会場への入場を認めるような実証実験も考えているようだ。

ただ、その時点ではワクチン接種証明の仕組みは完成できていない。そこで、確認に紙のワクチン接種済証やPCR検査などの「陰性証明」の提示を求める方向である。

◆人権を護れてはじめてワクチン接種証明の活用はゆるされる

マイナカードの取得を強要するスマホ式ワクチン接種証明システムは、解せない。スマホに直接電子証明（公開鍵）機能を入れればいいものを、マイナICカード取得を強要する。血税の無駄使いだろうに。スマホ式ワクチン接種証明システムは、役人の悪巧みの臭いがプンプンする。まったく正直さが感じられない。マイナカードを取得しない人を「非国民扱い」する役人の横暴は留まることを知らない。

こんな悪だくみをすると、ワクチン接種証明のスマホ発行は進まないだろう。頓挫するのは目に見えている。ここでも、「出口戦略」のないインパールの繰り返しの繰り返しである。

残念ながら、ここでも、人権を大事にしようという声や、野党から聞こえてこない。マイナパンデミックはますます拡散する一方である。

レクチャー：ギグワーカー向けタックス教室

はじまるギグワーカーの事業者背番号監視

デジタルプラットフォーム企業のアプリを使って働くギグワーカーは従業者か事業者か？

石村 耕治（PIJ代表・白鷗大学名誉教授）

【報告内容】**■ エピローグ**

～シェアリングエコノミーにおけるギグワーカーの所在と課税問題

- 1 デジタルプラットフォーム企業の所在
 - (1) 就労仲介型と資産利用仲介型の違い
 - (2) プラットフォームビジネスモデルの特質
- 2 主なシェアリングエコノミーの事例にかかる課税分析
 - (1) シェアリングエコノミーをめぐる課税の動向
 - (2) 典型的なデジタルプラットフォーム企業の取引の仕組みと課税
～ウーバー社 (Uber Eats) の取引の仕組みと課税
- 3 シェアリングビジネスにかかる所得課税・消費課税問題

(1) 所得課税の問題

(2) 消費課税の問題

(3) 消費税のインボイス（税額票）制度への移行と配達員の課税問題

4 申告納税制度における税務調査とは何か

(1) 所得税の確定申告とは

(2) 申告後の課税庁による処理手順

(3) 務調査とは何か

(4) 配達員の納税申告と税務調査

5 なぜ、新たな「個人事業者番号」導入なのか？

(1) 事業者番号の危険な使われ方

(2) 事業者番号はギグワーカー監視ツール？

■ むすびにかえて

～劣悪な労働環境づくりが狙いに新たな労働者分類

■ エピローグ

～シェアリングエコノミーにおけるギグワーカー保護の課題

経済がリアルからネット／デジタル／オンラインへ大きく転換しています。今日では、リアルの書店や店舗へ行かず、アマゾンや楽天などネット／デジタル空間に拠点を置くデジタルプラットフォーム企業のホームページ（HP）サイトなどに、スマートフォン（スマホ）やタブレット端末、PC（パソコン）などでアクセス（ログイン）し、物やサービスを購入する消費者が増えています。コロナ禍で、こうした傾向はますます顕著になっています。

また、リアルの職業あつせん機関や就職情報誌ではなく、バイトルやエン転職のような求人サイトが大流行りです。婚活や大学の授業なども、リアルからネット／オンラインへ大きく転換してき

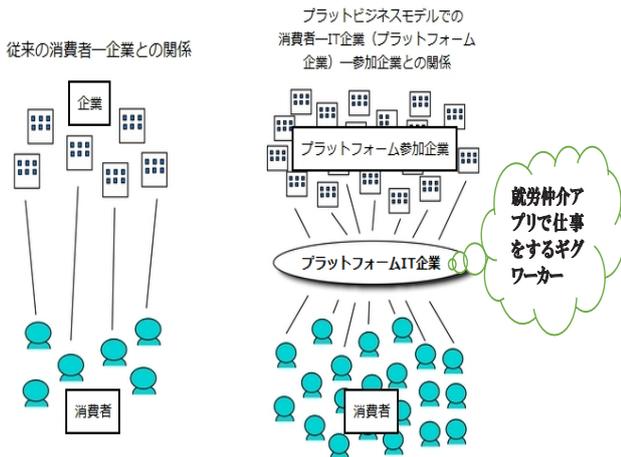
ています。

このように、サービスやモノの取引が大きくデジタルシフトした背景には、インターネット上のプラットフォーム企業（デジタルプラットフォーム／デジタルプラットフォーム企業）の存在があります。この点をとらえて、「プラットフォームエコノミー（platform economy）」ともいいます。

デジタルプラットフォーム企業は、シェアリングエコノミー、シェアリングビジネス（プラットフォームエコノミー・プラットフォームビジネス）の分野にも進出しています。

「シェアリングエコノミー」、「プラットフォームエコノミー」とは、労務／スキルなど「サービス」や、個人で保有する遊休資産「モノ」や、他の個人や企業と共同利用ができるようにする経済活動一般を指します。つまり、サービスやモノをシェア（共同利用）し収入を得る新しいビジネス（シェ

【図表1】プラットフォームビジネスモデルとは



アリングビジネス) モデルをベースとした共有経済を指します。ここでも、デジタルプラットフォーム企業の存在は欠かせません。

デジタルプラットフォーム企業の仲介アプリを使った労務/スキル(料理のデリバリー/配達やDIYの代行等)のような「労働、労務サービス」をシェアするビジネスが適例です。また、個人が保有する遊休資産(空き部屋や空き家、自動車等の動産)のような「モノ」をシェア(共有)するビジネスも適例です。

シェアリングエコノミー(共有型経済)、プラットフォームエコノミーは、急激な広がりを見せています。その背景には、サービスの利用者(ユーザー/user)は、マージンの高いリアル企業の仲介に換えて、デジタルプラットフォーム企業の仲介を利用することができることにあります。これで、コストが抑えられ、これまでより低料金でサービスやモノを手にすることができると歓迎されているわけです。一方、サービスの提供者(オファラー/offeror)も、自らのスキル/労務サービスや、車や空き部屋・家などの遊休資産を活かして収入を得ることができます。ある意味では、ウイン・ウインの関係にあるようにもみえます。

このように、デジタルプラットフォーム企業を介して、オンデマンド(単発)または短期の仕

事を受注するという働き方や、これらによって成り立つ経済の仕組みは、「ギグエコノミー(gig economy)」と呼ばれます。

こうした経済の仕組みのもとでスキルや労務サービスを提供する人を「ギグワーカー(gig worker)」、「フリーランサー(フリーランサー)」といいます。わが国では、「フリーター」とも呼ばれます。

ギグワーカー/フリーランサーは、デジタルプラットフォーム企業のアプリを利用して、スマホやタブレットのようなモバイル端末を通じて、ユーザーからスキルや労務サービスの注文を受けます。

ギグワーカー/フリーランサーは、一見、雇用主のいる被用者/従業者のようにみえます。しかし、現行法制上は、一般には独立した事業者としての取扱いを受けています。いわば「雇用類似の働き方をする事業者/事業主」「一人親方」のような存在です。

ただ、ひとくちにギグワーク/フリーランスといっても、副業(side business / side line)でやっているケースと、本業(main business)でやっているケースがあります。副業のケースでは、フルタイムで働く勤務先が休業や短縮勤務となり、収入減を補うためにデジタルプラットフォーム企業のアプリを使ってギグワークすることになります。こうしたケースでは、フルタイムの雇用が継続できれば、原則として最低賃金や労災保険、健康保険、雇用保険、残業代、有給休暇といった基本的な労働保障を持続的に受けることができます。

これに対して、デジタルプラットフォーム企業のアプリを利用し、ギグワーク/フリーランスを本業でやっている、あるいはギグワーク/フリーランスで雇用類似の仕事をして生活している人の状況はまったく異なります。特定企業においてフルタイムで働く労働者に認められている基本的な労働保障がほとんど皆無に近いわけです。

コラム ギグワーカーとは

「ギグワーカー(gig worker)」とは、フリーランスで働く人たち(和製英語では「フリーター」)を指します。語源は、音楽分野にあります。ライブハウスやクラブなどで短い演奏や一度限りの演奏を意味する俗語「ギグ(gig)」にあります。ギグワーカーは、コロナ禍を契機に一層注目される

存在になりました。しかし、ギグワーカーは、「アルバイト」、「パート」などの名称で久しく存在してきました。加えて、近年の「シェアリングエコノミー(sharing economy)」の拡大が、ギグワーカーという英語名称の普及を後押ししたようにもみえます。

シェアリングビジネスは、ウイン・ウインの関係にあるように見えるものの、実際には「光」と「影」があるわけです。人権をむしばむ「影」を消し去るために、デジタルプラットフォーム企業のアプリを利用し雇用類似の働き方をする人々への労働環境の整備は待ったなしです。

アフガニスタン（アフガン）の政権がいとまたやすくタリバンの手に落ちました。想定していたのとは大きく違いました。このため、旧政権、先進各国や各種国連機関がアフガン国内で収集した膨大な個人情報や生体認証情報、各種IDシステムの多くを破壊・回収できませんでした。それらは、いとまたやすくタリバンの手に落ちました。これらのデータを使い少数民族・宗教の異なる住民を抽出し、エスニッククレンジング（民族浄化）に使われる危険が高まっています。

デジタル庁が発足しました。平和ぼけたデジタル庁は、あらゆる国民情報を各人のマイナンバー（私の背番号）でトータルに管理すれば、行政は便利になり、コロナパンデミックなどに対応しやすい、と説きます。政府クラウドを構築してあらゆる国民情報をトータルに管理すれば、デジタル国民総動員体制がつけると誇るわけです。こんな平和ボケした「マイナンバーパンデミック」構想は危険です。国粹的な政権が誕生したときに国民データはどう使われるか、国民データが邪悪な敵に手に渡ったときにどうするかなど、危機管理がまったくなくなっていないわけです。国民情報をトータルに背番号管理する「マイナンバーパンデミック」構想はやめないとはいけません。

「人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされるわけです」。ところが、デジタル庁は、プライバシーや人権を全く語らないわけです。実質「デジタル [公安調査庁] といえます。こんな「マイナンバーパンデミック」構想で「デジタル国家総動員体制づくり」をする組織は要らないわけです。

本当にデジタル庁が必要というのであれば、「デジタル化に伴う人権問題」を真っ先に取り扱う組織でなければなりません。縦割りを排して、デジ

タルプラットフォーム企業のアプリを利用し雇用類似の働き方をする人々の基本的な労働保障の課題などに率先して取り組むべきです。

1 デジタルプラットフォーム企業の所在

新型コロナウイルス感染症拡大を契機に、本業のギグワーカー／フリーランサーの数は増加の一途をたどっています。シェアリングエコノミー、プラットフォームエコノミーの拡大とともに、デジタルプラットフォームビジネスモデルを応用し、頭角を現してきたIT企業は数多いのです。

なかでも料理のデリバリーサービス／配車サービス／相乗りサービス【ただし、わが国では、政府規制により、自家用車の相乗り（ライドシェア）サービスを法認されていません。】の仲介ビジネスを展開しているアメリカ Uber Technologies 社（ウーバー社）と、民泊仲介サービスの Airbnb 社（エアビーアンドビー社）が著しい成長をみせています。

(1) 就労仲介型と資産利用仲介型の違い

両社については、仲介ビジネスの特色から、次のように色分けできます¹。

【図表 2】 就労仲介型と資産利用仲介型

ウーバー社	① 就労仲介型デジタルプラットフォーム (labor intensive platform)
Airbnb 社	② 資産利用仲介型デジタルプラットフォーム (capital platform)

就労仲介型デジタルプラットフォーム²を運営するウーバー社の料理デリバリーサービス (Uber Eats) を例にすると、ギグワーカー／フリーランサーの配達員は、雇用契約に基づいて事業者に労働を提供して賃金をもらう存在ではありません。請負契約に基づく個人事業者として扱われています。

このため、課税面や労働法制度面で、配達員は個人事業主であるのか、あるいはウーバー社の従業員

¹ 石村耕治・菊池純「アメリカのシェアリングエコノミー課税論議～問われる『オンデマンド労働プラットフォーム』の所在」国民税制研究 5号 133 頁。http://jti-web.net/wordpress/wpcontent/uploads/2019/12/05f524d65alb3e36f7f2bc8e170ed401.pdf

² わが国におけるフードデリバリーの就労仲介型デジタルプラットフォーム企業は、ウーバーイーツ (Uber Eats Japan LLC) をトップに、出前館、menu、ぐるなび、ウォルトジャパン (Wolt Japan)、エニキャリ、Chompy、DiDi、Delivery Hero Japan、ドアダッシュ (DoorDash)、Azit アジット (Azit)、fine Dine、楽天デリバリーなど、数多くある。

者（被用者／労働者）であるのかが問題となります。

ここであえて、課税上の争点についてふれば、前者（個人事業主）にあたる場合には配達員自らが確定申告を行う必要があります。一方、後者（従業員）にあたる場合には、ウーバー社に源泉徴収義務を負わせられるかが問題となります。加えて、配達員の所得課税やウーバー社への法人税所得課税、さらには双方への消費課税などの問題もあります。

また、配達員は、労働法制上も無権利で深刻な状態にあります。就労仲介型デジタルプラットフォーム企業が創出する新たな雇用類似の働き方を、当該企業のリーダーが「マイクロ起業家 (micro-entrepreneur)」出現の時代ともはやす意見もあります。しかし、こうした意見は実質、「名ばかり事業者」づくり、ギグワーカー／フリーランサーという就労層・貧困層づくりの船頭役を演じているのではないかと、思います³。

この問題を理解するには、その前提として、①伝統的な資本主義経済における就労形態と②シェアリングエコノミーにおける就労形態の異同について十分理解しておく必要があります。

【図表3】就労形態の異同

①伝統的な資本主義経済における就労形態

市場で働く人たちの多くは、雇用契約に基づき労働者として事業者（企業）に労働力（労働サービス）を提供し、給与（賃金）をもらう存在

②シェアリングエコノミー、プラットフォームエコノミーにおける就労形態

雇用類似の働き方をしている人たちの多くは、雇用契約ではなく、請負契約に基づき、「独立契約者 (independent contractor)」、いわゆる「一人親方／請負者／個人事業者」として、消費者や企業に労務サービス、物の提供や資産の貸付けなどをし報酬をもらう存在

雇用類似の働き方をしているギグワーカー／フリーランサーは、一見、独立した立場にあるかのようにみえます。しかし、その実態は、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業のアプリに依存して生き長らえている存在です。まさに「名ばかり

り事業者」です。にもかかわらず、労働者（プラットフォーム企業の従業員）として保護されていません。雇用保険による休業手当や失業手当、有給休暇のような労働保障の対象から外れてしまっています。

(2) プラットフォームビジネスモデルの特質

就労仲介型デジタルプラットフォーム企業と雇用類似の働き方をしているギグワーカー（働き手）が、世界中でぶつかっています。この背景には、「プラットフォームビジネスモデル」について双方の間で認識に大きな違いがあることが原因と思われる。

そこで、プラットフォームエコノミーにおけるプラットフォームビジネスモデルとは何かについてふれておきます。

プラットフォームビジネスモデルの主な特質は、わかりやすくいうと、次のとおりです。

【図表4】プラットフォームビジネスモデルの特質

- ① デジタルプラットフォーム IT 企業のスマホアプリ (App) を使ってオンデマンドで雇用類似の働き方を求めるモデルであること。
- ② 働き手は、請負契約に基づく個人事業者であること。

デジタルプラットフォーム企業が、デジタルファーストの時代の流れをいち早くビジネスに取り入れて、自社のスマホアプリ (App) を使い、オンデマンドのライドシェアリングや配車サービス、さらには料理の出前をするプラットフォームビジネスモデルを考案したわけです。このビジネスモデルは、まさに、企業がそこで働く者への責任を最小限に抑え、消費者に還元するという名目で、企業が最大限搾取できるようにするものです。

こうしたプラットフォームビジネスモデルは、働く者に伝統的に保障されてきた人権をむしばむものです。ギグワーカー（働き手）側は、伝統的なビジネスモデル、雇用契約に基づく従業員に保障された人権を求めるのは当然なわけです。

³ 石村耕治「Q&A:アメリカのシェアリングエコノミー課税論議～問われる雇用類似の働き方をしているギグワーカーの所得分類 加州では、フリーターを就労仲介プラットフォーム IT 企業の従業員とするギグワーカー保護法 (AB5) を制定」税務事例 52 巻 5 号 44 頁。

2 主なシェアリングエコノミーの事例にかかる課税分析

(1) シェアリングエコノミーをめぐる課税の動向

わが国でのシェアリングエコノミー、プラットフォームエコノミーは拡大の一途をたどっています。これに伴い、デジタルプラットフォーム企業のアプリを介して雇用類似の働き方をしているギグワーカー／フリーランサーは、急増しています。しかし、こうしたギグワーカー／フリーランサーは、事業者扱いされることが多く、概して労働者として保護されていないわけです。

このため、雇用保険による休業手当や失業手当を受け取ることなどの基本的な労働保障が十分でないのです。概して過酷な就労状態におかれています。

また、このような労働環境で、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業のアプリを介して雇用類似の働き方をしているギグワーカー／フリーランサーが得た所得については課税漏れが多いのではないかと指摘されています。

課税庁は、納税者であるアプリの利用者である配達員に対して適正な申告するように呼び掛けています。また、配達員の所得を的確に把握するために、ウーバー社（ウーバーイーツジャパン）な

どのデジタルプラットフォーム企業に対して配達員に支払った報酬情報の提供を求め照会を積極化させています⁴。

この問題の背景には、わが国におけるデジタルプラットフォーム企業や市民、とりわけ、配達員の納税者意識の希薄さもあります。

わが国は、申告納税制度を採用しています。つまり、所得のある納税者は、自らで所得や税額を計算し、法定期日までに、最寄りの税務署に確定申告をすることになっています。ところが、ほとんどのサラリードワーカー（給与所得者）は、源泉徴収と年末調整という簡便な課税の仕組みのもとで、確定申告をする必要がなくなっています。言いかえると、多くのサラリードワーカーは、自分で税金を申告し納付したこともなく、また自分の納めた税金がどう使われたについての認識が極めて低い状態にあるわけです。この意味では、いわば「植物人間」化しているともいえます。

ところが、配達員は、雇用類似の働き方をしているながらも、アプリで情報提供をする就労仲介型デジタルプラットフォーム企業との契約上、その企業の従業者／サラリードワーカー（労働者）として扱われていないのです。

少し難しくいえば、配達員は「雇用契約に基づ

コラム

国税庁、シェアリングエコノミー課税の強化方針を公表

2019（令和元）年6月、国税庁は、「シェアリングエコノミー等の新分野の経済活動への的確な対応」⁵を公表しました。このなかで、適正な課税に向けて、仲介事業者・業界団体を通じた適正申告の呼びかけや積極的な情報収集・分析に乗り出しています。

この背景には、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業のアプリ利用者だけでなく、資産利用仲介型デジタルプラットフォーム企業のアプリ利用者にも、大規模な申告漏れがある、と指摘されています。例えば、スマホのアプリを使って家庭の不用品や手作り品などを個人間で売買できる資産利用仲介型デジタルプラットフォームの「メルカリ」は、利用の手軽さから国内で利用者が急増しています。加えて、同じようなサービスを提供する「ラクマ」等のアプリも利用者が増えています。この種のアプリを使ったネットを通じた個人間取引は、スマホで完結できます。手順として

は、まず、個人情報の登録を行う。気に入った商品があれば、直接売主にメッセージを送ることで商品の状態を確認できます（商品の確認には、売主がスマホなどで商品の近影など撮影し、この画像をアップデートすることで行われます）。価格に納得すれば購入手続に移行します。このように、サービスの利用者は、スマホやタブレットのようなモバイル端末さえあれば、これまで捨てるしかなかった不用品などをリサイクルでき、収入が得られます。このような個人間取引は、その気軽さと利便性から市場規模は急速に拡大しています。個人間の売買でも、反復的に行い、年間の売り上げが1,000万円を超えると消費税の納税義務が生じます。また、こうしたネット取引者がいくつもの資産利用仲介型デジタルプラットフォーム企業のアプリを使用しているとします。この場合、合計所得の的確な把握が困難となり、所得および消費課税漏れの可能性も出てきます。

⁴ 記事「配達員報酬情報ウーバーに要求：確定申告 国税確認か」朝日新聞 2021年7月1日朝刊参照。

⁵ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動への的確な対応 | 国税庁 (nta.go.jp)

く「従業者」ではないのです。「請負契約に基づく個人事業者」とされているのです。

配達員が「請負契約に基づく個人事業者」とされる場合、配達員が得た所得は、サラリードワーカー（給与所得者）課税の「源泉徴収+年末調整」のルールが適用になりません。しかし、配達員は、概してこの点についての認識が十分であるとはいえないわけです。

まさに、配達員があげた所得が、現行税法上どのように取り扱われているのかについてのデジタルプラットフォーム企業による納税者教育が不足していることが一番の原因といえます。言いかえると、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業は、配達員を契約上従業者として扱わないのであれば、それ相応の納税者教育を行う必要があるわけです。一方、配達員の側も、〴〵名ばかり事業所得者、であったとして、事業者として確定申告が必要であることを認識する必要があります。

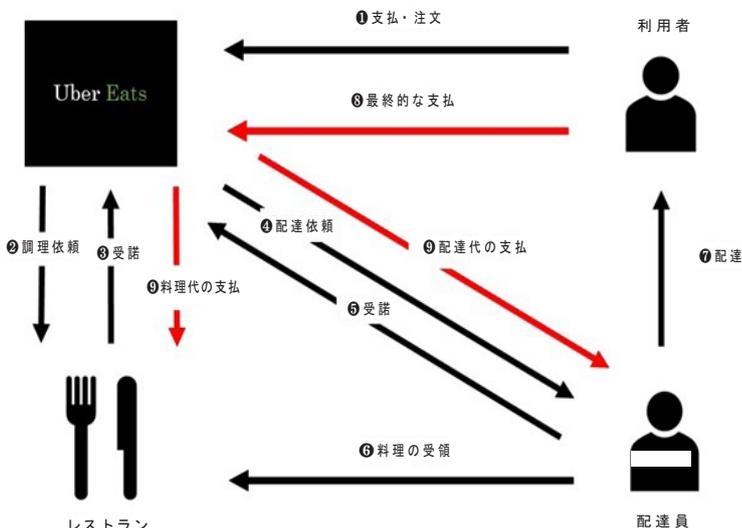
(2) 典型的なデジタルプラットフォーム企業の取引の仕組みと課税

～ウーバー社 (Uber Eats) の取引の仕組みと課税

ウーバー社 (Uber Eats) によるデリバリーサービスでは、配達員は、「配達パートナー」（以下「配達員」という。）と呼ばれています。このデリバリーサービスでは、事業の主体が、プラットフォーム側なのか、配達員（個人）側なのか明確とはいえないところもあります。

ウーバー社 (Uber Eats) の仕組みを概観すると以下ようになります。まず、個人の配達員が

プラットフォームビジネスの典型例／Uber Eats の場合

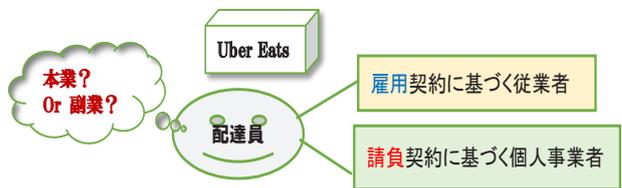


Uber Eats に必要な情報を登録します（利用者や飲食店も登録）を行うところから始まります。①利用者がスマホ等から Uber Eats を介して注文と支払をします。② Uber Eats から登録しているレストラン等へ連絡がいきます。③これがレストラン側で受諾されると、④ Uber Eats から最寄りの配達員へと配達依頼がいきます。⑤配達員がこれを受諾し、⑥レストラン等が商品を受けとります。そして⑦利用者へと配達されます。その後、⑧利用者が最終的な支払を済ませると、⑨レストランと配達員に料理代と配達費が支払われるという流れです。

こうした構図のもと、配達員は、デジタルプラットフォーム企業であるウーバー社 (Uber Eats) の雇用契約に基づく「従業者」なのか、そうではなく請負契約に基づく「個人事業者」なのか問われてきます。

どちらにあたるのかによって、課税方法が異なってきます。また、配達員を「本業」でやっているのか、「副業」でやっているのかによっても、課税関係は異なってきます。

【図表5】課税関係を探るための「配達員」をめぐる争点整理



前者（雇用契約に基づく従業者）にあたる場合は、その所得は「給与所得」に分類されます。就労仲介型デジタルプラットフォーム企業 [ウーバー社 (Uber Eats)] は源泉徴収義務を負うことになります。

一方、後者（請負契約に基づく個人事業者）にあたる場合は、その所得は「事業所得」または「雑所得」に分類されます。配達員は、確定申告をするように求められます。

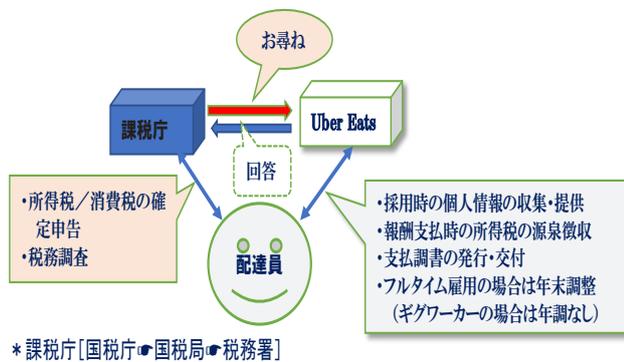
加えて、後者（個人事業者）にあたる場合には、課税庁は、配達員の所得情報をどのように把握するかが問題になります。

弁護士や税理士への報酬の支払いのように、事業者への支払いであったも

の、支払う企業が、法定の源泉所得税を天引き徴収して支払うように税法で義務付けている場合もあります。しかし、配達員への支払いの際には、源泉所得税を天引き徴収しないで支払います。このため、配達員へ支払った報酬情報を課税庁が把握するのが難しいわけです。

このため、課税庁は、ウーバー社(Uber Eats) [就労仲介型デジタルプラットフォーム企業] に、「お尋ね」(法定外調査)をし、配達員への報酬支払情報の提供を求めます。配達員の申告内容と企業側が支払った報酬とを突合する、あるいは、配達員の無申告を把握することがねらいです。

【図表6】課税庁が配達員に関する税務情報



3 シェアリングビジネスにかかる所得課税・消費課税問題

シェアリングビジネス、プラットフォームビジネスの取引に関する所得や消費についての課税問題は、次のとおりです。

【図表7】配達員とプラットフォーム企業にかかる税金

- ① 配達員 [サービス提供者 (オフアラー/ offeror)] にかかる **所得税** の問題
- ② ウーバー社 (Uber Eats) [仲介デジタルプラットフォーム企業] にかかる **法人税** の問題
- ③ 配達員・Uber社 (Uber Eats) の双方にかかる **消費税** の問題

(1) 所得課税の問題

すでにふれたように、課税問題を検討する場合には、まず、デジタルプラットフォーム企業が、就労仲介型なのか、それとも資産利用仲介型なのか問われます。

ここでは、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業 (以下「仲介プラットフォーム企業」ともいう。) を例により、所得課税の面での課税関係

について考えてみます。

仲介プラットフォーム企業とサービス提供者の関係は、所得分類の面で問題となります。わが国における所得課税では、次のように、所得を10種類に分類 (所税法 23 ~ 35) しているから

【図表8】10種類の所得のあらまし

- ① **利子所得** (所税法 23) [収入金額=所得金額]
 公社債および預貯金の利子などにかかる所得。
- ② **配当所得** (所税法 24) [収入金額-負債利子]
 法人 (一定のものを除く) から受ける利益の配当などにかかる所得。
- ③ **不動産所得** (所税法 26) [総収入金額-必要経費]
 不動産等の貸付けによる所得 (事業所得または譲渡所得に該当するものを除く。)
- ④ **事業所得** (所税法 27) [総収入金額-必要経費]
 農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業などから生ずる所得 (山林所得または譲渡所得に該当するものを除く。)
- ⑤ **給与所得** (所税法 28) [収入金額-給与所得控除]
 俸給、給与、賃金、歳費および賞与ならびにこれらの性質を有する給与にかかる所得
- ⑥ **退職所得** (所税法 30)
 退職金などにかかる所得
- ⑦ **山林所得** (所税法 32)
 山林の伐採または譲渡による所得。
- ⑧ **譲渡所得** (所税法 33)
 資産の譲渡 (地上権、賃借権等一定の行為を含む) による所得 (ただし、たな卸資産の譲渡、その他営利を目的にして継続的に行われる資産の譲渡による所得および山林所得に該当するものを除く。)
- ⑨ **一時所得** (所税法 34)
 上記①から⑧以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないもの。
- ⑩ **雑所得** (所税法 35) [総収入金額-必要経費] (ただし公的年金等の場合は別)
 上記の①から⑨以外のいずれにもあてはまらない所得。副業所得、年金所得など。

(2) 消費課税の問題

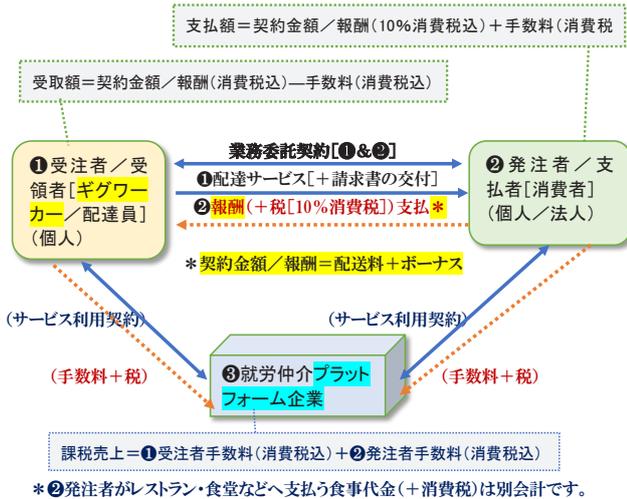
次に、シェアリングビジネス、プラットフォームビジネスで提供されるサービスは、原則、消費税の課税対象になると考えられます。

就労仲介型デジタルプラットフォーム企業のアプリで雇用類似の働き方をするギグワーカー (サービス提供者) の場合、消費税の課税関係は

複雑です。請負契約内容により、課税関係は異なってきます。

ただ、個人事業者の場合、前年の課税売上高が1,000万円を超えるときには、消費税の課税事業者になります。契約の規定により、プラットフォーム企業ではなく、サービス提供者が消費税の納税義務者になったとします。この場合でも多くは、免税点（基準期間の課税売上高が1,000万円）を超えずに免税事業者となると考えられます。

【図表9】ギグワーカーの請負契約と課税金額算定のイメージ



《配達員がウーバー社 (Uber Eats) の請負契約に基づく個人事業者となる場合》
(2023 (令和5) 年9月末まで)

【設例 A】	
学生 A が、副業 (バイト) で配達員をしているケース	<ul style="list-style-type: none"> 配達員としての年収 [1月1日～12月31日まで] を、[翌年の2月16日から3月15日までに]、雑所得または事業所得として所得税の確定申告が必要 通例、消費税の確定申告は必要なし
【設例 B】	
B が、本業で、1つまたは複数の企業の配達員をしているケース	<ul style="list-style-type: none"> 雑所得または事業所得として所得税の確定申告が必要 通例、消費税の確定申告は必要なし
【設例 C】	
C が、日中フルタイムの会社員をし、夕刻または休日に1つまたは複数のデリバリー企業の配達員をしているケース	<ul style="list-style-type: none"> 配達員としての年収 (1月1日～12月31日まで) が20万円を超える場合には、所得税の確定申告が必要 通例、消費税の確定申告は必要なし

(3) 消費税のインボイス (税額票) 制度への移行と配達員の課税問題

消費税の仕入税額控除の方式が、大きく変わります。現行の「請求書等保存方式」から、しばらくの猶予期間 (区分記載請求書等保存方式) を経て、2023 (令和5) 年10月1日から「適格請求書等保存方式」、いわゆる「インボイス (税額票) 制度」に移行します。

インボイス制度への変更に伴い、新たに適正請求書発行事業者に「登録番号」を付与するための適格請求書発行事業者登録制度が設けられます。

これにより、消費税額計算において仕入税額控除をするための、登録番号が付与された適格請求書 (インボイス) [適格簡易請求書、適格返還請求書を含む。] が流通することになります。登録番号として、法人は既存の法人番号 (13桁)、個人事業主には新たな番号 (13桁) を振ります。

【図表10】請求書への記載事項の変更点を比べる

現行の請求書	新たな適格請求書 [インボイス]
請求書	適格請求書
① 発行事業者名	① 発行事業者名
② 取引年月日	② 発行事業者の登録番号
③ サービス (配達料) 等の内容	③ 取引年月日 [2023年10月1日以降]
④ 税率 [10%]	④ サービス (配達料) 等の内容
⑤ 消費税額	⑤ 税率 [10%]
⑥ 請求書を受け取る事業者 / 消費名など	⑥ 消費税額
	⑦ 請求書を受け取る事業者 / 消費者名など

* イメージです。デジタルプラットフォーム企業消費者と配達員との請負契約の方式や記載内容は異なります。

適格請求書発行事業者登録制度は、2023 (令和5) 年10月1日から適用されます。しかし、登録申請は、2021 (令和3) 年10月1日から【2023 (令和5) 年3月31日まで】はじまります。

【表①】 (次頁) からわかるように、新消費税法では、適格請求書 (インボイス) は、書面での交付に代えて、書面に記載すべき事項が網羅されていれば電磁的記録 / データ (電子インボイス) で提供することも認められます (新消費税法57条の4第1項・5項)。

「電子インボイス」とは、インボイスを電磁的記録 / データで提供し (電子帳簿保存法2条3

【 表 ① 】	<p>適格請求書発行事業者登録制度ポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> *新たに適格請求書発行事業者登録制度が設けられ、登録番号が付与され、事業者名や登録番号などがインターネットで公表されること。 *新制度では、仕入税額控除のためには、適格請求書（インボイス）等の保存が要件になること。（これまでどおり、「帳簿の保存」も必要である。） *適格請求書に「電磁的記録」のものも追加されること。（このことから、現在は「電磁的記録」は保存しなくとも仕入税額控除ができるが、新制度では「電磁的記録」についても保存義務が生じること。）
【 表 ② 】	<p>現在、請求書等の保存が免除される取引例</p> <ul style="list-style-type: none"> *支払金額が3万円未満（消費税法施行令49①一1、消費税法基本通達11-6-2） *請求書等の交付を受けなかったことについて「やむを得ない理由」がある場合。具体的には、3万円未満の交通機関運送費、3万円未満の自動販売機により提供されるものなど（消費税法30⑦但し書、消費税法基本通達11-6-3など）。 *電磁的記録の場合（消費税法30条7項、電子帳簿保存法2①三・4③）
【 表 ③ 】	<p>新消費税法施行令で、特例として「適格請求書等の交付が困難とされる取引例」（令70の9②各号）。</p> <ul style="list-style-type: none"> *3万円未満の交通機関運送費 *3万円未満の自動販売機により提供されるもの。 *郵便切手を対価とする郵便サービス *出荷者が卸売市場にて行う生鮮食料品の譲渡 *生産者が協同組合に委託して行う農林水産物の譲渡

号)、ネットワーク上で管理する仕組みです。

なお、電子インボイスは、電子帳簿保存法の2条6号に定義される「電子取引」にあてはまります。

現在、事業者は、電子インボイス（領収書など）についてはこれを保存していなくとも仕入税額控除が受けられます。現行の消費税法では、仕入税額控除の要件として「請求書等」の保存が必要です（消費税法30⑦）。しかし、【表②】の場合には保存が免除されるからです。

すなわち、現在は、電磁的記録の場合は、特例として、その保存がなくとも仕入税額控除が可能です。

新消費税法でも、適格請求書（インボイス）を交付することが困難な一定の取引については、適格請求書がなくとも仕入税額控除を認められます（57の4①但し書）。

しかし、【表③】には、「電磁的記録」の表記はありません。適格請求書（インボイス）に「電磁

的記録」が追加されたためです（新消費税法30⑨）。

それから、【表②】支払金額が3万円未満（消費税法施行令49①一条1、消費税法基本通達11-6-2）の特例が修正されます。適格請求書（領収書など）がなくとも仕入税額控除が認められるのは、交通機関運送費や自動販売機などのケースに限定されます。個人の消費者（最終消費者）が食事のデリバリーサービスを発注した場合は別として、事業者である発注者が事業目的で食事の宅配を依頼し、適格請求書（領収書）の発行を求めた場合には、登録番号の記載されたインボイスを交付するように求められます。

この場合、新たな適格請求書発行事業者登録制度のもとでは、インボイスには、ウーバー社の登録番号を記載して発行するのか、あるいは配達員個人が消費税額の計算において仕入税額控除を受けるには、その配達員の登録番号（個人事業者番号）を記載して交付することになります。

仮に配達員が、自己の登録番号を記載して発行するとすると、「登録番号」を入手するために適格請求書発行事業者の登録をしなければなりません。

ウーバーイーツや出前館のような就労仲介型のデジタルプラットフォーム企業は、配達員を請負契約に基づく個人事業者として扱っています。配達員は、年間の課税売上高が1,000万円以下で免税事業者にあたるとしても、適格請求書を発行したり、消費税計算における仕入税額控除をするとなると、適格請求書発行事業者登録をしなければなりません。また、配達先の企業が電子インボイス制度を採用しているとする、配達員もそれに対応する必要が出てきます。

加えて、電子インボイスの発行側である配達員も受領側である発注者も、電子インボイスを電子帳簿保存法の規定に基づいて保存する義務が生じます（新消費税法57条の5第6項）。このため、電子インボイス制度を採用する事業者（食事のデリバリーを発注する企業）と取引をする事業者（配達員）は、仕入税額控除を受けるためには、基本的に、税務会計業務をデジタル化し、電子帳簿を導入せざるを得なくなります。もともと、じき電子帳簿はスマホでも可能になると思います。

消費税の電子インボイスの場合、「第7項に規定する請求書等とは、次に掲げる書類及び電磁的記録をいう。」（改正消費税法30⑨）としており、電子インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされています。ちなみに、同法30条7項は仕入税額控除否認規定であることを忘れないでください。

なお、電子インボイスについては、「当該電磁的記録を出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力したものに限り）を保存する方法によることができる」（改正消費税法施行規則15の5）としています。

つまり、一応、消費税法施行規則で、電子インボイスは「書面」で保存してもOKとはいつているわけです。しかし、電子インボイス制度を導入している企業／事業者と取引する事業者は、遅かれ早かれ電子インボイス制度を導入せざるを得ないと思います。この辺は、スマホアプリで決済をしている配達員の方がうまく対応できるのではないかと、思います。逆に、受注者である事業者から紙の適格請求書を交付してくださいと求められた場合の方が大変ではないかと、思います。

このように、消費税上の仕入税額控除を受ける要件となる適格請求書（インボイス）に「電磁的記録」を追加することは、中小零細事業者の仕事とくらしの継続を著しく難しくします。零細中小事業者は、膨大なデジタル化投資に加え、過酷な税務コンプライアンスを押し付けられ、生業を圧迫されます

逆に、配達員は、零細な「名ばかり事業者」であるとしても、スマホの扱いにたけていることから、電子帳簿、電子インボイスになった方が楽なのかもしれません。

理屈としては、配達員が、「適格請求書発行事業者登録」をするか否かは、配達員の任意ということになります。しかし、配達員はウーバー社から、「適格請求書発行事業者登録」するように求められると思います。公正取引委員会との関係もあります。登録番号のない人とは、ウーバー社は請負契約をしないという方向に動くのでしょうか。



それから、事業者、とりわけ個人事業者の登録番号については、個人名などの情報を含めてインターネットで公開するとしています。しかし、これでは、配達員のプライバシーが漏れ漏れになり、人格権の侵害につながるおそれがあります。

4 申告納税制度における税務調査とは何か

わが国は、所得税について、申告納税制度を採用しています。すでにふれたように、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業が、契約上配達員を従業員として扱わないのであれば、現行税法上、雇用類似の働き方をする配達員は「名ばかり事業所得者」であったとしても、事業者として確定申告が必要となります。

配達員には、サラリードワーカー（給与所得者）課税の「源泉徴収＋年末調整」のルールは、適用にならないからです。

(1) 所得税の確定申告とは

配達員は、事業所得または雑所得（20万円超の場合）を、最寄りの税務署へ、法的期限までに、確定申告しなければなりません [r3.pdf (nta.go.jp)]。

【図表 11】 所得税の法定申告期限

所得税では、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得について、12月31日が締めとなります。その後、納税者は、自分で課税所得に対する税額を計算して、翌年の2月16日から3月15日までの間に最寄りの税務署に申告をして、納税することになっています。この手続を「所得税の確定申告」といいます（所税法2①三十七、120）。

(2) 申告後の課税庁による処理手順

なお、自分で確定申告が難しい場合には、税理士に依頼する、あるいは確定申告期の無料相談などのサービスを利用することができます（次頁【図表 12】参照）。

(3) 税務調査とは何か

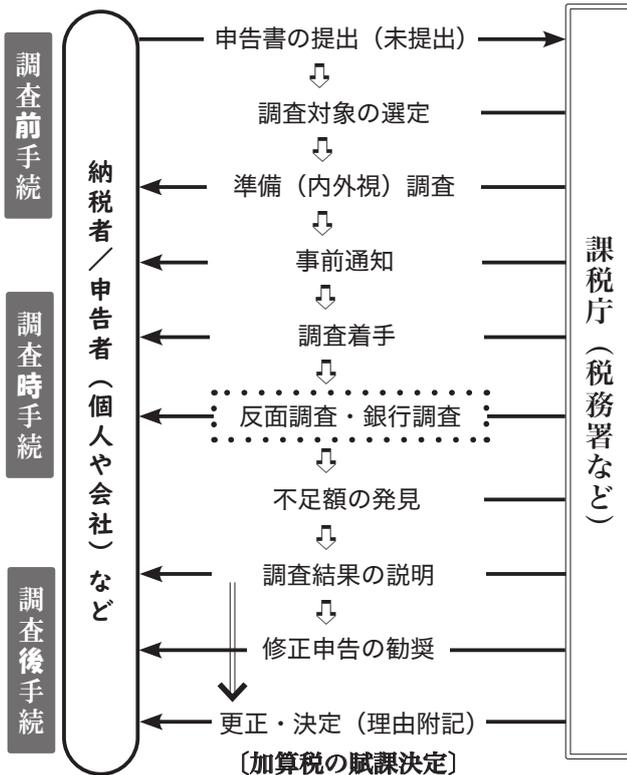
「税務調査」という言葉を聞いたことがあると思います。税務調査には、さまざまな種類のものがあります。（次頁【図表 13】参照）。

(4) 配達員の納税申告と税務調査

申告納税制度のもとでは、納税者が自分で課税所得に対する税額を計算して確定申告をすることになっています。

課税庁は、しばしばウーバー社（Uber Eats）など [就労仲介型デジタルプラットフォーム企業] に、「お尋ね」（法定外調査）を出し、配達員への報酬支払情報の提供を求めています。これは、配達員が、所得があり確定申告をする義務があるのに、その義務を果たしているかどうかをチェック

【図表 12】 申告後の課税庁による処理手順



通法 132)。俗にいう「マルサ」による査察です。裁判官の許可状を得て行う調査です。もともと、マルサによる調査は、任意調査でも行われます。また、国税徴収法のもとで、滞納している人から税金を取り立てるために本人の財産をチェックすること（滞納処分）をねらいとした搜索も、強制調査にあたります（徴収法 142）。この調査も、納税者が協力すれば、間接強制のともなう任意調査の形でも行われます（徴収法 141）。

⑤ 間接強制のともなう任意調査

任意調査には、おおまかにいうと、「間接強制のともなう任意調査」と「純粋な任意調査」があります。さきにふれた国税通則法に基づいて行われる「課税処分のための調査」は、「間接強制のともなう任意調査」にあたります。一般に、この種の調査では、納税者の申告内容や課税のもとになる事実が正確であるのかなどをチェックすることに力点がかけられます。なぜ、この種の調査は「間接強制のともなう任意調査」と呼ばれるのでしょうか。それは、正当な理由がないのに調査に応じないと、「1年以下の懲役又は20万円以下の罰金」（国通法 127）をもって処罰されるかも知れないからです。なお、このように、調査に応じなければならない義務を、専門用語では「受忍義務」といいます。

【図表 13】 調査の分類

① 課税処分のための調査

適正な税額を確定することをねらいとした課税処分（更正・決定・賦課決定）を行うための税務調査です。課税処分に必要な質問や検査を行い、資料を集めるための調査です（国通法 16 ①一など）。性格的には「間接強制の伴う任意調査」です。

② 滞納処分のための調査

滞納している人から税金を取り立てるために本人の財産の状態や第三者との関係などをチェックすること（滞納処分）をねらいとした調査です。国税徴収法のもとで行われます。強制調査の方法（徴収法 142）はもちろんのこと、間接強制のともなう任意調査の方法（徴収法 141）でも行うことができます。

③ 脱税事件調査／犯則事件のための調査

悪質な脱税、つまり犯則事件の摘発・事実の確認などをねらいとした調査（租税犯則調査）です。直接国税の犯則調査は、一般には「マルサ」の調査として知られています。任意調査としての「質問・検査・領置等」の方法（国通法 131）で行われますが、許可状（令状）を使う強制調査としての「臨検・搜索・差押え等」の方法でも行われます（国通法 132）。

④ 強制調査

強制調査の一つは、国税庁の犯則事件の調査官が行う「臨検・調査・差押え等」の調査です（国

⑥ 純粋な任意調査

「純粋な任意調査」とは、受忍義務がともなわないような調査です。調査に応じなくても処罰されることはありません。応じるかどうかは本人のまったく自由です。税務署が電話で照会をする、はがきなどで税務署へきて欲しい・資料を送って欲しいといった要請、いわゆる「お尋ね」・「資料せん」が、この種の調査にあたります。マンションを購入すると、税務署から「住宅購入資金の内訳についてのお尋ね」が送られてきたりします。それから、今般、国税局はウーバー社に配達員情報報酬情報の提供を依頼してきたのも、具体的な一例です。とくに法律に基づかないで行われることから、「法定外調査」とも呼ばれます。性格的には、一種の行政指導とする見方が有力です。

する資料が欲しいからです。

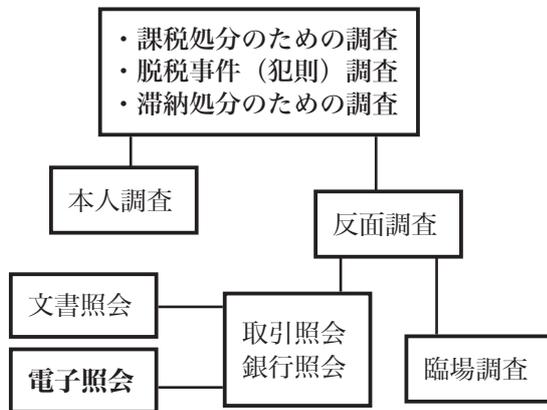
確定申告は少々面倒な手続です。しかし、法律上の義務とされている以上、逃げるわけにはいきません。配達員をしていて所得がある場合には、確定申告をしたうえで納税をしないといけません。スマホを使って電子申告もできます。あまり好まれないマイナンバーカードを入手し、スマホに読み取るなどの初期作業が必要です（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r2_smart_shinkoku/pdf/sumaho_

gamenseni02.pdf)。記帳や所得計算の際に業務遂行にかかった必要経費を控除するための領収書などもスマホ保存ができます。

課税庁は、企業側から得た配達員報酬情報をもとに配達員が確定申告をしているかどうかを、チェックします。この場合、マイナンバーなどをもとに、国税庁のコンピュータシステムを使ってチェックをします。

確定申告をする義務がある配達員が、確定申告をしていない、あるいは確定申告はしているけれども、「つまみ申告」などの手法で、正しい申告をしていないとします。この場合には、配達員本人へ税務調査（質問検査）を行います。また、ケースによっては、配達員の預貯金口座などのある金融機関への反面調査を実施します。

【図表 14】 税務調査の種類と電子照会の所在



もともと、ギグワーカーの場合、所得金額も限られることから、通例、税務調査があるとしても、「お尋ね」、あるいは来署依頼程度【図表 13】⑥参照】ではないか、と思います。ただ、課税庁とすれば、「塵も積もれば山となる」の問題があるわけです。

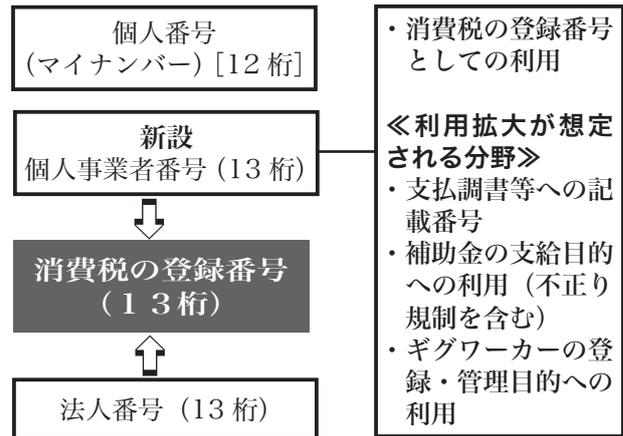
5 なぜ、新たな「個人事業者番号」導入なのか？

現在、①個人番号（マイナンバー／国民背番号／12桁）、②法人番号（13桁）があります。政府は、消費税のインボイス（税額票）方式への移行を契機に、新たに13桁の個人事業者の「登録番号」を創設しました。

現在、個人事業者は、従業員の支払調書など法定資料に自分の個人番号（マイナンバー）を記載しています。しかし、こうした番号実務は、個人事業者のプライバシー保護の面からは、野蛮です。先進諸国では異例です。

例えば、アメリカは、個人番号（SNS）とは別

【図表 15】 新設の登録番号（個人事業者番号）の所在



途の雇用主番号 [個人・個人以外双方に共通する番号 (EIM=Employer ID Number)] 制度を導入して、使っています。オーストラリアも、インボイス方式の消費税 (GST) には、法人・個人共通の事業者番号 (ABM=Australian Business Number) を使っています。

(1) 事業者番号の危険な使われ方

現時点で、想定されている新たな個人事業者番号制度案の具体的な利用目的などは不透明です。消費税の事業者登録番号とのリンケージなども不明です。1つだけ確かなことは、非公開が原則のマイナンバー（12桁の個人番号）は消費税の事業者登録番号としては使えないことだけです。しかし、現在増えているフリーランサー／ギグワーカーへの課税強化、給付金の不正受給などの監視もターゲットのようです。

報道によると、政府は、この登録番号、「個人事業主番号」の利用目的を拡大する方向のようです（記事「個人事業主に識別番号～補助金や税務、効率化」日本経済新聞 2021年4月6日朝刊報道）。

ギグワーカーの課税取扱いについて、手短かにいえば、① IT企業との雇用契約に基づく従業者となれば、所得課税上は給与所得者となります。一方、② IT企業との請負契約に基づく個人事業主となれば、所得課税上は事業所得者・雑所得者となるとともに、場合によっては消費課税上の納税義務も問われてきます。

いずれにしろ、事業者番号は独り歩きし出すかもしれません。就労仲介型デジタルプラットフォーム企業のアプリで雇用類似の働き方をするギグワーカー（サービス提供者／宅配者）を、従業者（労働者）ではなく、個人事業者として固定する役割を担うツールになるかも知れません。政

府、財界による「事業者番号の危険な使われ方」にはストップをかけないといけません。

(2) 事業者番号はギグワーカー監視ツール？

新たな③個人事業主番号の創設については深読みが要ります。悪巧み大好きな国の役人や政府御用達の有識者などのお任せコースに乗るのは危ないわけです。就労仲介型デジタルプラットフォーム IT 企業などの言い分が大手を振って闊歩し出すはずです。

劣悪な労働環境で雇用類似の働き方をする人たちを「名ばかり事業主」の入れ墨し、固定化することにつながりかねません。従業者に、請負の立場に転換を求めることを狙いに個人事業主番号の取得を陰ひなたに強要する不当労働行為の多発につながる怖れも強いわけです。個人事業主番号は、弱い立場の就労者を痛めつけ、格差社会、差別的取扱いにお墨付けを与えるツールとして一人歩きし出すことが危惧されます。

個人事業者番号は、正規労働者が通常享受できる雇用主からの福利厚生や職場保護がほとんどない「働いても貧しい人たち (the working poor)」を量産するツールにつながりかねません。加えて、こうした人たちに、過大な納税事務を負わせ、税務調査の目印をつけるツールにもなりかねません。

マスコミは、食事宅配者の交通マナーの悪さに度々苦言を呈しています。「交通マナーの悪い食事宅配者を監視・通報する仕組みが必要だ。プライバシー (人格権) は二の次だ」という空気がはびこるかもしれません。そのうち、行政は、食事宅配者は、背負うバッグに自分の個人事業主番号を大きく書いて走れ、と言い出すことが危惧されます。

「個人」をターゲットに監視するツールとしてやたらと将来拡大利用を織り込んだ番号をつくるにはわかには賛成できません。人権がからんでくるからです。

■ むすびにかえて ～劣悪な労働環境づくりが狙いに新たな労働者分類

わが国政府や産業界は、ギグワーカーの増加は、「働きたい時に好きなだけ自由に働ける」、「新たな経営者・起業家の誕生につながる」などの面を強調し、働き方改革に資する、とプラス面を大きく PR します。

しかし、大多数のギグワーカーの労働・生活実態は、こうした PR とは程遠いわけです。まさに

「フェイク」です。正規労働者が享受できる雇用主からの福利厚生や職場保護はほとんどないわけでは、劣悪な環境で隷従を強いられる労働者に等しい状態にあります。「名ばかり経営者」、「名ばかり事業者」の量産につながり、人権問題化しています。

コロナ禍を契機に急増しているのは、ウーバーイーツ (Uber Eats)、出前館のような、就労仲介型デジタルプラットフォーム IT 企業のスマホアプリ (App) を使ってオンデマンド (単発) で雇用類似の働き方をする人たち (食事宅配者) です。

コロナ禍による失業の増加や雇用不安の高まりを受けて、食事宅配者を含むギグワーカーは、前年比 6 割近くも増え、1,670 万人にも達しているとのデータもあります。

就労仲介型デジタルプラットフォーム IT 企業のスマホアプリ (App) を使って雇用類似の働き方をするギグワーカーは、その IT 企業の「従業者」であるのか、「個人事業者」であるのか、世界的に重大な社会問題、人権問題になっています。

イギリスのように、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業のスマホアプリ (App) を使って雇用類似の働き方をするギグワーカーを、デジタルプラットフォーム企業の従業者として取扱い、労働者として基本的な権利を保障する必要があると思います。課税についても、簡便な方法を検討する必要があると思います。

ただ、注意しなければならないこともあります。それは、「労働者分類 (worker classification)」を、これまでに 2 区分 [次頁【図表 16】①&②] から 3 区分 [③] にしようという動きです。

③の労働者区分は、2020年11月に、アメリカ・カリフォルニア州の住民投票「プロップ 22 (Prop.22)」で承認された事業者分類です。

この住民投票は、ウーバー社を中心に就労仲介型デジタルプラットフォーム業界が 2 億ドル (約 210 億円) もの大金を注ぎ込んで運動を展開し、州住民の約 6 割 [58% 対 42%] の賛成を得て承認され、業界の思いどおりの法律づくりに成功しました。

新たな労働分類とは、わかりやすく図説すれば、次頁【図表 16】のとおりです。

新たな③労働者分類では、「請負契約に基づいてデジタルプラットフォーム IT 企業のスマホアプリ (App) を使ってオンデマンドで雇用類似の働き方をする人を、個人事業者 (事業所得者) として扱います。そして、この分類③に相応する労働保護法制や税制 (納税制度) を構築してはどうか、という提案です。

【図表 16】新たな労働者分類

① 伝統的な雇用契約に基づく従業者 (給与所得者)
② 請負契約に基づいて働く個人事業者 (事業所得者)
+
③ 請負契約に基づいてデジタルプラットフォーム IT 企業のスマホアプリ (App) を使ってオンデマンドで雇用類似の働き方をする個人事業者 (事業所得者)

「プロップ 22」のプラットフォーム企業のアプリ使用ギグワーカー規定

- ・単発(オンデマンド)でライドシェア/フードデリバリー(自家用車の相乗りや食事宅配)をするワーカー(働き手)が IT 企業のプラットフォームにログインしている間、その IT 企業は、一方的に働く日時、時間帯、最低労働時間を指定していないこと。
- ・働き手はその IT 企業のプラットフォームにログインする条件として、そのワーカーに対して他のライドシェア/フードデリバリーを仲介する IT 企業のプラットフォームにログインしないことを求めていること。
- ・ワーカーがその IT 企業の専属として働いている場合を除き、その IT 企業が、他の IT 企業のライドシェア/フードデリバリー・サービスに従事することを制限していないこと。
- ・IT 企業は、他のいかなる合法的な職業または業務においてライドシェア/フードデリバリーに従事することを制限していないこと。

その中身は、いまだ固まってはいません。今後、政府が、労働者と就労仲介型デジタルプラットフォーム IT 企業業界などとの間でのキャッチポー

ルを通じて詰められることになると思います。

わが国でも、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業寄りの識者などが提案しています。そして、新たに道路運送法などの政府規制を撤廃して、自家用車の相乗りサービス(シェアライド)、「白タク」を解禁しようという動きがあります。

いずれにせよ、新たな③労働者分類で求めている労働市場とは、企業がそこで働く者への責任を最小限に抑え、消費者に還元するという名目で、企業が最大限搾取できるようにする仕組みです。

労仲介型デジタルプラットフォーム企業界などが切望する新たな③労働者分類をゆるしてはなりません。この分類をゆるせば、消費税の事業者登録制度やそれに使われる個人事業者番号制度と連動して、プラットフォーム企業のアプリを使って雇用類似の働き方をするギグワーカーを、さらに過酷な労働環境に置くこととなります。ギグワーカーは、労働者(従業者)ではなく、その企業に隷従する政府公認の「名ばかり事業者」に認定されてしまうからです。

ギグワーカーに 13 桁の「事業者」の入れ墨をすることで、プラットフォーム企業は、雇用類似の働き方をするギグワーカーから基本的な労働保障をはぎ取ることが容易になります。また、プラットフォーム企業界が、すべてのギグワーカーを背番号でトータルに監視し、搾取する仕組みに対して政府がお墨付きを与えることにもなります。

背番号管理された「名ばかり事業者」という新たな分類の「社畜」の量産をゆるしてはなりません。

JR東、駅監視カメラで出所者を顔認証、7月導入もストップ

＝ オリパラの負の遺産、デジタル監視に手を染める JR 東日本 ＝

(CNNニュース編集部)

CNN ニュース 106 号では、EU (欧州連合) が 21 年 4 月にアナウンスした人工知能 (AI) 規則案を詳しく紹介した。顔認証情報は、最も厳格に保護すべき生体認証情報の 1 つである。EU の AI 規制案では、公共空間での無差別な AI 顔認証監視カメラやライブ遠隔顔認証 AI システムの利用を禁止する。また、アメリカでは、顔認識データの取得を禁止する法律や条例を定める

州や自治体が増えてきている。

わが国で、こうした欧米の流れに逆行するような事例がまた発覚した。JR 東日本は、21 年 7 月から、首都圏の主要駅の安全対策として、AI を活用した顔認証付きの監視カメラで、導入していたことが分かったのだ。しかも、重大犯罪で服役した出所者や仮出所者を検知することがねらいだったという。オリパラ開催にあわせて導入したのだという。



JR 東日本は、当初、ターゲットは誰かを明らかにしていなかった。マスメディア報道

を受け、「テロ対策」がターゲットで、痴漢や窃盗などは対象外だったと吐露した。ターゲットを、検察庁が出所などを伝える「被害者等通知制度」で探し出した。そして、逮捕時にマスメディア報道された写真などから顔の特徴をシステムにインプット（挿入）したという。JR 東日本が被害を受けた重大犯罪で服役した出所者や仮出所者などのデータもインプットしたという。

だが、JR 東日本は、9月21日、駅監視カメラシステムで使っているデータのうち、JR 東日本が被害を受けた重大犯罪で服役した出所者や仮出所者などのデータの利用をストップさせた。理由は、「顔認証技術の使い方に確立されたルールや社会的合意が十分になかった」ということらしい。もっとも、AI 顔認証駅監視カメラシステム自体は、現在も作動している。

政府は、オリパラを好機とし、生体認証式ハイテク監視国家づくりを目指した。たが、コロナ禍でオリパラは無観客で実施され、政府の思惑は霧消した。JR 東日本の駅監視カメラシステムは、実質、オリパラの負の遺産の1つと見てよい。

JR 東日本は、監視カメラを、新幹線や在来線の主要駅約110駅に約5800台、他にも変電所や車両基地などを含めて約8350台設置しているという。そして、センターで集中監視しているという。

わが国は中国のようなデジタル国家主義、ハイテク監視国家ではないはずだ。服役者などの顔認証情報を一民間企業が、駅監視カメラシステムで自由に使っていいわけではない。たとえ防犯目的であっても、政府も民間企業も、生体認証データを野放図に収集、使用してはいけない。

EU（欧州連合）などは、生体認証情報を収集するにあたり、事前に本人に利用目的、収集と保存の期間を通知し、個別に同意を得ていること（オプトイン方式）を要件としている。つまり、嫌な人は個別に申し出て収集に協力しなくともよいとするやり方（オプトアウト方式）は違法とされる。

わが国は、先進諸国の生体認証のプライバシー保護の作法を学ぶべきである。あまりに時代遅れ

○オプトイン方式	参加したい人だけが同意する仕組み
×オプトアウト方式	参加したくない人は申し出る仕組み

の個人情報保護法制を固守し続けている。

JR 東日本は、駅監視カメラで出所者を顔認証する計画を、事前に政府の個人情報保護委員会に相談したという。委員会は、顔認識データは、本人の同意なしの取得を禁じている法律上の「要配慮個人情報」にはあたらない。「大丈夫!」といったという。

個人情報保護法では、服役していたという情報は「要配慮個人情報」にあたり、取得には本人同意が必要だ。その一方で、法令に基づく場合や人の生命、身体、財産の保護のために必要な場合は同意なしに取得できるという例外規定がある。委員会は、被害者等通知制度に基づき提供を受ける今回のケースはこの例外にあたる、と見たようだ。

だが、ちょっと待った!である。この政府機関のプライバシー感覚、法解釈には大きな疑問符が付く。個人情報の保護を後退させ、有用性を優先させる個人情報、反故、委員会の素顔がすけてみえてくる。



JR 東日本は、無差別殺傷事件などで乗客保護対策に神経質になっている。犯罪に対する積極的な取り組みから、こうしたフライングもあり得る。だが、こうしたフライングの裏には、利益をあげるには AI や生涯不変の生体情報を無制限に活用し人権をむしばんでもかまわないとする監視カメラ企業、ITハイエナの増殖が浮かび上がる。人権保護を確かなものにするために、倫理なし、人権をカネに代えようとする監視カメラ企業の法規制は待ったなしである。EU のスタンダードなどにならって、わが国の個人情報保護法の見直しを急がなければならない。

米英でのギグワーカー訴訟のゆくえ

【資料】

就労仲介型デジタルプラットフォームのアプリを使って働くギグワーカーは従業者か個人事業者か??

石村 耕治 (PIJ代表・白鷗大学名誉教授)

《コンテンツ》

■アメリカの動向

- ◆アメリカ加州ギグワーカー保護法 (AB 5)
- ◆加州最高裁ダイナメックス判決とは
- ◆加州 AB 5 で改善されたギグワーカーの労働環境
- ◆加州住民投票プロップ 22 で AB5 は白紙に
～政治を操り、やりたい放題のウーバー
- ◆ AB2257 / 2020 年 9 月 4 日のギグワーカー保護法適用除外拡大法

- ◆加州住民投票プロップ 22 で AB5 は白紙に
～政治を操り、やりたい放題のウーバー

- ◆はじめたプロップ 22 をめぐる法廷闘争
～加州裁判所の判断は先行き不透明

■イギリスの動向

- ◆イギリスでのギグワーカーの労働環境改善をめぐる闘い
- ◆イギリスの最高裁、「ギグワーカーは労働者」の判決

■アメリカの動向

◆アメリカ加州ギグワーカー保護法 (AB 5)

ウーバー社の膝元のアメリカ・カリフォルニアでは、労働環境の劣悪さ、生活苦のあえぐ名ばかり経営者、のギグワーカーが、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業に反旗を翻した。労働者として福利厚生や職場保護を求め、法廷闘争を展開した。加州最高裁判所は、デジタルプラットフォーム IT 企業のスマホアプリ (App) を使ってオンデマンドで雇用類似の働き方をする人たちは、その IT 企業の労働者である、とする判断を下した。

2019 年 9 月、加州議会の上下両院 (California Assembly & Senate) は、加州最高裁判所の判決を州法典に織り込むための作業を開始した。そして、通称で「加州ギグワーカー保護法 (California gig worker protections act)」と呼ばれる新法 (AB 5) を通過させた。9 月 18 日に、ギャビン・ニューサム (Gavin Newsom) 知事の署名を得て成立した。AB 5 / ギグワーカー保護法は、やさしくいえば、加州では、2020 年 1 月 1 日から、非正規の雇用類似の働き方をするギグワーカー (フリーランサー / フリーター) は、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業 (labor intensive digital platformer) のアプ

リ (App) やスマートフォン (スマホ) で使って続けて単発の仕事の紹介を受けた場合、原則としてその就労仲介アプリを提供している企業などの従業者 / 被用者として扱うように求めるものである。AB5 は、ギグワーカー個人の暮らしを護るための労働保障がねらいである。現行の加州労働法典 (Cal. Labor Code) と州雇用保険法 (Cal. Unemployment insurance code) などの関連条項を改正して実施された。

◆加州最高裁ダイナメックス判決とは

AB5 / ギグワーカー保護法は、2018 年 4 月の加州最高裁判所のダイナメックス判決を法律にすることがねらいである。この判決で、加州最高裁は、就労仲介型デジタルプラットフォーム企業のアプリを使い、非正規 / フリーランスで雇用類似の働き方をする人たちは、事業者ではなく従業者であるとする判断 (【図表 1】参照) を下した。

【図表 1】フリーランスで働く者は、従業者 / 被用者であるとする見解

カルフォルニア州雇用保険不服審査会の見解
ウーバー (Uber) のライドシェア (相乗り) の運転者は、被用者 (employee) である。
《理由》
・ウーバー (Uber) は、交通サービスを提供する事業を行っている。
・アプリを利用する場合、運転者は、ウーバーアプリ

- によって発見できた乗客だけを拾うことができ、かつ、ウーバーのサインを表示することができる。
- ウーバーが料金をコントロールしている。
- 運転者は、ウーバーに認定され、履歴を審査され、かつビデオ研修を修了しなければならない
- ウーバーは、顧客から活動的ではない、または評価が低いことを理由に運転者との契約を終了できる。

2018年4月30日のカリフォルニア州最高裁判決 (Dynamex Preparations West, Inc. v. Superior Court of Los Angeles (4 Cal. 5th 903) /ダイナメックス判決)

ダイナメックス事件では、ダイナメックス販売会社 (D社) のフリーランスの配達運転者 (原告) が、自分の車を使用しながらも、仕事中はD社の制服の着用を義務づけられていることなどを理由に、独立契約者 (請負の個人事業者) ではなく、D社 (被告) の従業員/被用者であり、労働法上の保護や健康保険加入などの保護を受ける権利が侵害されているとして訴訟を起し、裁判所に判断を求めたものである。加州最高裁は、原告は独立契約者 (請負の個人事業者) ではなく、被告の従業員/被用者であるとの判断を下した。この判決で、加州最高裁は、「独立契約者 (請負者/個人事業者)」であると判断するため次のような3つの判定基準 (ABCテスト) を示した。

《ABCテストの概要》

- ・テスト A 労働者は、その仕事の遂行にあたり、その企業の監督および命令から自由でなければならない。
- ・テスト B 労働者は、その企業の通常業務外の仕事を遂行している。
- ・テスト C 労働者は、仕事を請ける企業と同じ種類の仕事をする独立した事業を有している。

加州の AB 5 / ギグワーカー保護法は、州最高裁ダイメックス判決に盛り込まれた ABC テストを法制化することがねらいである。AB 5 法制化の経緯は、次のとおりである。

【図表 2】加州のダイナメックス判決から AB 5 成立までの経緯

2018年4月30日加州最高裁ダイナメックス判決
一販売会社の配達運転者の就労上の地位、つまりその会社の従業員/被用者か、独立契約者/請負の個人事業者かを争ったもの。判決は、配達運転者は、当該販売会社の従業員/被用者であると判断。この判決で、裁判所は、「独立契約者 (請負の個人事業者)」であるとするための次のような判定基準を提示。

《ABCテストの概要》

- ・テスト A 労働者は、その仕事の遂行にあたり、その企業の監督および命令から自由でなければならない。
- ・テスト B 労働者は、その企業の通常業務外の仕事を遂行している。
- ・テスト C 労働者は、仕事を請ける企業と同じ種類の仕事をする独立した事業を有している。

加州 AB 5 (ギグワーカー保護法(案)) (下院法案 5号)
ダイナメックス判決に示された ABC 判定基準の法制化がねらいの法律 (案)

- ・2018年12月に加州議会に提出

- ・2019年5月29日に加州議会下院を通過
 - ・2019年9月18日に加州議会上院を通過、州知事の署名を得て成立
 - ・2010年1月1日に AB 5 を施行
- 《AB 5 / ギグワーカー保護法と適用除外》
弁護士、医師、歯科医師、美容師、会計士、保険代理人、技術者、不動産屋、ファイナンシャルアドバイザー、一定の医療従事者は、AB5 の適用除外

◆加州 AB 5 で改善されたギグワーカーの労働環境

AB 5 の施行に伴い、加州の何十万人ものライドシェアリング/相乗りサービス運転者、特定企業専属の請負配達運転者、料理の配達員その他の独立契約者、つまり「名ばかり個人事業者」は、従業員/被用者とされ、労働者としての保護を受けられることになった。恩恵の範囲は、失業保険 (unemployment insurance)、健康保険補助 (health care subsidies)、親権行使有給休暇 (paid parental leave)、残業代 (overtime pay)、労災補償 (workers' compensation)、最低賃金保証 (guaranteed hourly minimum wage)、その他の社会保障雇用主負担 (social security contributions) にまで及ぶ。AB5 施行に伴い、ウーバー (Uber) やウーバーイーツ (Uber Eats)、リフト (Lyft)、ドアダッシュ (Doordash) のような就労仲介型デジタルプラットフォーム企業は、ビジネスモデルそのものの大きな変革を迫られていた。

◆ AB2257 / 2020年9月4日のギグワーカー保護法適用除外拡大法

雇用類似の働き方をする人達を保護するために制定された AB 5 に対しては、産業界のみならず、労働界からも異論・反論があった。加州議会には、AB 5 の適用除外を拡大するように求める陳情がひしめいた。2020年9月4日、AB2257 / ギグワーカー保護法適用場外拡大法が州議会を通過し、州知事の署名を得て発効した。AB2257 は、AB5 の骨格を維持したうえで、ABC テストの適用除外とする業務の範囲を拡大することが目的である。

この結果、AB5 が適用される業界は、おおむねギグエコノミー企業、フランチャイズ企業、トラック業界、映画産業、TV 業界になる。以下に、AB2257 / ギグワーカー保護法適用場外拡大法のポイントを紹介する。

【図表3】AB2257／ギグワーカー保護法適用除外拡大法の概要

(1) 拡大された適用除外の範囲

AB2257で新たに広げられた適用除外は、同年1月1日に遡って適用される。そのおおまかな範囲は、次のとおりである。

①<<B2B適用除外 (Business-to-Business Exemption)>>

真正な事業者間契約関係に基づく適用除外 (bona fide business-to-business contracting relationships)：個人が無限責任を負う企業体、またはパートナーシップ、合同会社 (LLC) もしくは法人で他の同種の企業体に対して役務を提供する契約に基づいて働く契約者。

②<<単独雇用 B2B 適用除外 (Single-Engagement Business-to-Business Exemption)>>

一回限りの雇用機会の場所で役務を提供する目的で他の者と契約をする個人事業者に対するABCテストの適用除外。ただし、労働が監督に服さないこと、支払金額が契約に明記されていること、および当該個人が自らの仕事場を有していることなど一定の基準を充たしていなければならない。また、ABCテストが適用にならないためには、個人が「単独の場所で他の者に対して独自で非継続的形で役務を提供する、または同一の場所での継続的な行事で週一回以下でなければならない」。

③<<職業紹介業適用除外 (Referral Agency Exemption)>>

職業紹介業適用除外とは、個人が無限責任を負う企業体または事業体を経営する個人と顧客に対して個人的な役務を紹介する事業との関係にはABCテストを適用しないとするものである。具体例としては、コンサルティング、若者対象のスポーツコーチ、キャディ、ウエディングまたは催事プランニング、通訳サービスなどの職業紹介業などがあてはまる。

④<<専門職サービス適用除外 (Professional Services Exemption)>>

各種専門職サービスは、ABCテストの適用除外となる。当初 AB5 で規定されたサービスに加え、次のようなサービスが適用除外となる。

⑤<<音楽演奏家・役者適用除外 (Music Industry & Performer Exemptions)>>

音楽レコーディングまたは作曲 (music composition) のクリエイティング、マーケティング、プロモーション、配信に関する仕事、すなわち、レコーディングアーティスト、作曲家、作詞家 (lyricists)、コンポーザー、校正者 (proofreader)、レコーディングアーティストのマネージャー、レコードプロデューサーやダイレクター、音楽エンジニアやミキサー、音楽家 (musicians)、歌手 (vocalists)、写真家 (photographers)、独立ラジオプロモーター、一定の宣伝係 (publicists)。ただし、音楽家や歌手で、音楽レコーディングまたは作曲からロイヤルティ (使用料) を得ていない者には、休業者とみなして最低賃金および残業代を支払わなければならない。また、音楽家や音

楽グループで、(コンサートのような) 単発のライブ (a single-engagement live performance event) に従事する者は、ABCテストの適用除外とする。ただし、次の者は除く。(a) 交響楽団もしくはミュージカル劇場プロダクションまたはテーマパークもしくはアミューズメントパークで演じる者、(b) 1,500人以上の観客を収容できる会場での花形スターのイベント、または(c) 一日18,000枚以上のチケットを販売するフェスティバルでの演奏。加えて、コメディアン、即興詩人/インプロバイザー (improvisers)、手品師 (magicians)、奇術師 (illusionists)、物まね師 (mimes)、講談師 (spoken word performers)、語り部 (storytellers)、人形使い (puppeteers) で、自分のオリジナル作品を演じる者。この場合において、適用除外にあてはまるには、被用者の監督から自由であり、自己の演奏に関する知的所有権を有しており、自らで労働条件を決定でき、かつ、料金を設定できなければならない。

⑥<<その他の適用除外>>

建売住宅の販売員、一定の国際交換訪問プログラムに従事する個人、競技審判 (アマチュア競技のアンパイアやレフリーなど)

(2) 政府の執行権限の拡大

AB2257は、雇用類似の働き方をする人を従業者ではなく誤って独立契約者として分類されている場合に、問題のある事業者に対する差止救済訴訟を提起できる権限を、地区検察官 (district attorneys) にも与えた。AB5のもとでは、今権限は、州司法長官 (州検察官/Attorney General) と一定の自治体検察官 (city attorneys) に限定されていた。

◆加州住民投票プロップ22でAB5は白紙に～政治を操り、やりたい放題のウーバー

ギグワーカーを使う就労仲介型デジタルプラットフォーム企業は、これまでアメリカ加州のみならず、フランス、スペイン、オランダ、イギリスなどでも、労働審判や裁判で負け、議会で追い詰められてきた。法的には逃げ場がないようにも見えた。しかし、働き手であるギグワーカーをこれまでどおり使えるように知恵を絞った。自分らのビジネスモデルに合った法律をつくる途を選ぶことを決めた。実際、アメリカ加州ではウーバーなどが2億ドル (約210億円) を投じ、2018年4月30日加州最高裁ダイナメックス判決 (テストA・B・C) を無効にするために、2020年11月に、「提案22 (Proposition 22)」[「プロップ22 (Prop22)」] と呼ばれる住民投票で法律をつくる運動した。働き手であるギグワーカーに追加の手当や補償を払う代わりに、ギグワーカーを

引き続き個人事業主として扱えるようにする内容だ。結果、州住民の役6割 [58% 対 42%] の賛成を得て思いどおりの法律づくりに成功した。

プロップ 22 (Prop22) は、デジタルプラットフォーム／デジタルプラットフォーム IT 企業 (以下「IT 企業」ともいう。) が開発したスマートフォン (スマホ) やタブレット端末用のアプリ (App) を使って単発 (オンデマンド) で雇用類似の働き方をするワーカー (workers / 働き手) を、次の要件を充たす場合に、その IT 企業の「従業員 (employee s)」ではなく、「個人事業主 (independent contractors)」として扱う法改正を求めるものである。

【図表 4】「プロップ 22」のプラットフォーム企業のアプリ使用ギグワーカー規定

- ・単発 (オンデマンド) でライドシェア／フードデリバリー (自家用車の相乗りや食事宅配) をするワーカー (働き手) が IT 企業のプラットフォームにログインしている間、その IT 企業は、一方的に働く日時、時間帯、最低労働時間を指定していないこと。
- ・働き手はその IT 企業のプラットフォームにログインする条件として、そのワーカーに対して他のライドシェア／フードデリバリーを仲介する IT 企業のプラットフォームにログインしないことを求めていること。
- ・ワーカーがその IT 企業の専属として働いている場合を除き、その IT 企業が、他の IT 企業のライドシェア／フードデリバリー・サービスに従事することを制限していないこと。
- ・IT 企業は、他のいかなる合法的な職業または業務においてライドシェア／フードデリバリーに従事することを制限していないこと。

2020 年 11 月のアメリカのカリフォルニア州 (加州) での住民投票「プロップ 22 (Prop22)」の結果をどうとらえたらよいのであろうか。ウーバーなどのデジタルプラットフォーム企業界が、210 億円もの大金を使って、州住民を懐柔し、「プロップ 22 (Prop22)」と呼ばれる住民投票で法律をつくった。

州議会がつくった法律 (AB 5 / ギグワーカー保護法) を骨抜きにし、就労仲介型デジタルプラットフォーム IT 企業のアプリを使って雇用類似の働き方をする自家用車の相乗り (share riding) や食事宅配 (food delivery) をするギグワーカーを引き続き個人事業主として扱うことになった。

IT 企業が、デジタルファーストの時代の流れをいち早くビジネスに取り入れて、自社のスマホア

プリ (App) を使い、オンデマンドのライドシェアリングや配車サービス、さらには料理の出前をするプラットフォームビジネスモデルを考案したのはたいしたものである。しかし、そのビジネスモデルが法律にふれるようになったら、ふつうの企業だったら神妙にお縄を頂戴するのではないか。ところが、アメリカ系のウーバーのような IT 企業はしたたかである。大枚をはたいて世論を操作し、法律を変えるやり方を選ぶわけである。もちろん、こうした企業戦略を放任すると、労働市場が根底から歪められてしまうおそれも出てくる。

大金を使って法律を自分らのビジネスモデルに合わせるのには、「資本の論理」の最たるケースのようにも見える。こうしたビジネスモデルが、政府の掲げる「働き方改革」という美名と連動して働く者を搾取することになるのはもったいだけではない。本来は、IT 企業が自分らのビジネスモデルを見直さないといけない。ところが、自分らのビジネスモデルに合わせて法律を見直す、というのであるから本末転倒ともいえる。

プロップ 22 (Prop22) が求めている労働市場とは、企業がそこで働く者への責任を最小限に抑え、消費者に還元するという名目で、企業が最大限搾取できるようにする仕組みである。

プロップ 22 (Prop22) の通過後、加州では 2021 年初めに大手スーパーの米アルバートソンズが従来、正規社員が担ってきた配達業務を請負契約の個人事業主への委託に切り替える方針を打ち出した。この背景には、会員プログラムや会員向けアプリを刷新し、サブスクリプション (定額課金) 型の新デリバリーサービス「アルバートソンズ・フォー・ユー (Albertsons for U)」を開始するためである。会員である消費者は、年額 99 ドルまたは月額 12.99 ドルを負担すると、配達料無料の食品・日用品の宅配サービスを何度でも利用できる。

デジタル化／オンライン化に伴う市場競争の激化を、企業利益を減らさず、労働コストの切下げで乗り切ろうとする経営手法なわけである。

◆はじまったプロップ 22 をめぐる法廷闘争
～加州裁判所の判断は先行き不透明

ニューヨークタイムズやロサンゼルスタイムズなどは、プロップ 22 (Prop22) に反対の意見を表明している。ところが、加州のギャビン・ニューサム知事は、プロップ 22 (Prop22) に対して

は沈黙している。その一方で、ジョー・バイデン大統領やカマラ・ハリス副大統領は、反対の意を表明している。

その後、労働組合やギグワーカーが加州裁判所へプロップ22 (Prop22) は加州憲法に違反するとの理由で憲法訴訟を起こしている。加州裁判所の判断は、わかれている。これまでの加州裁判所での判断をわかりやすくまとめてみると、次のとおりである。

【図表5】カリフォルニア州裁判所での判断

①加州最高裁判所の判断

① 2021年1月12日に、国際サービス従業員労組 (SEIU=Service Employees International Union) やギグワーカーらが、加州最高裁判所 (California Supreme Court) へ特別上告し、プロップ22 (Prop22) は州憲法に違反するとして、憲法訴訟を提起した。

② 2021年2月3日に、州最高裁は、原告の訴えを門前払いとした。しかし、その理由を明らかにせず、憲法判断を避けた。

②加州高等裁判所アラミダ郡支部の判断

① 州最高裁への特別上告が門前払いにされたことから、原告は、改めて加州高等裁判所アラミダ郡支部 (Alameda County Superior Court) へ違憲訴訟を提起した。

② 同裁判所のフランク・ローシュ (Frank Roesch) 判事は、「プロップ22 (Prop22) は州憲法に違反し、執行してはならない」、との判断をくだした¹。

その理由として、①州憲法は、州議会の労災補償の規制権限を与えているが、プロップ22 (Prop22) はその権限を侵害する。②プロップ22 (Prop22) は、労働者が労働組合を結成する権限を侵害している。③州憲法は、住民投票は、単一の事項 (single issue) を問うものでなければならないとするが、プロップ22 (Prop22) は、この州憲法の規定に違反する。

④プロップ22 (Prop22) は、州民を独立契約者 (independent contractor) として働く権利を保障するというが、逆に働く者の団体交渉権を侵害する。分断された非組合員からなる労働力をもとにネットワーク会社の経済的利益を護ろうとするものである。

③ ウーバー社は、この判決は、加州投票人の大多数の意思を無視するものである。到底受け入れることはできない。控訴して争うとアナウンスした。

プロップ22 (Prop22) は、住民投票で承認されており、もう一度住民投票で否認されない限り、無効にはできない。その一方で、裁判所が憲法違反で無効と判断した特定の規定は執行できない。今後、加州の控訴審、さらには最高裁の判断で最終決着する方向である。

■イギリスの動向

◆イギリスでのギグワーカーの労働環境改善をめぐる戦い

イギリスでは、ウーバーのライドシェアリング／相乗りサービスの登録運転手が、ウーバー社を相手に、雇用審判所 (employment tribunal) へ権利救済を求めた。自分らは、契約上個人事業者とされるが、その実態は従属的な労働者 (workers／従業者) である。したがって、労働者に本来適用されるべきさまざまな法的な権利保護が保障されていない。労働者として認定して欲しいというのが理由である。雇用審判所は、ドライバー側の主張を認める判断を下している。

◆イギリスの最高裁、「ギグワーカーは労働者」の判決

その後、ウーバー側が、労働審判所の判断を不服として、労働控訴審判所 (Employment Appeal Tribunal)² や控訴裁判所 (Court of Appeal)³ に訴えた。これらの訴訟ではいずれも運転手側が勝訴した。イギリス最終審の最高裁判所 (U.K. Supreme Court) は2021年2月19日に、アメリカ系ライドシェア大手のウーバーテクノロジーズのアプリを使って働く運転手は、「従業者 (workers)」であるとする判断を示した【Uber BV and others (Appellants) v Aslam and others (Respondents) 9 Feb. 2021 [2021] UKSC 5 UKSC 2019 / 0029】。

この裁判で、運転手側は、従業者 (workers) であり、ウーバーは、1996年労働者雇用権法 (Employment Rights Act of 1996)、1998

¹ News, "Prop. 22 is ruled unconstitutional: What it means, how apps reacted and what happens next," Los Angeles Times (Aug. 23, 2021). Prop. 22 ruled unconstitutional: 3 things to know - Los Angeles Times (latimes.com)

² Microsoft Word-EAT 0056 17 DA-Uber-09.11 FINAL.doc (publishing.service.gov.uk)

³ Uber B.V. (UBV) & Ors v Aslam & Ors [2018] EWCA Civ 2748 (19 December 2018) (bailii.org)

年全国最低賃金法 (National Minimum Wage Act 1998) および 1998 年労働時間規則 (Working Time Regulations 1998) に違反している、と訴えた。一方、ウーバー側は同社のアプリを使って働く運転手は「個人事業主 (third party contractors)」であると主張していたが、退けられた。

イギリス最高裁では、7人の判事が全会一致で運転手側の主張を認めた。最高裁は「運転手は専門的なスキルで経済的地位を向上させることが難しく、ウーバーに従属し、依存している」と指摘した。ウーバーはロンドンで4万5,000人、イギリス全土では6万人の運転手を抱えている。ウーバーは最高裁判決を受けて、3月17日に、同社のアプリを使って働く運転手を労働者として取り扱い、労働法上の権利を保障する旨を明らかにした。

2021年2月19日のイギリス最高裁の判決 [Uber BV and others (Appellants) v Aslam and others (Respondents) 9 Feb. 2021 [2021] UKSC 5 UKSC 2019 / 0029]⁴ は、つぎのとおりである。

【図表6】イギリス最高裁 2021年2月19日判決要旨

<p>ウーバー (上告人) 対 アスラム他 (被上告人) 事件 [2021年] [2018年] EWCA Civ 2748 からの上告 2021年2月19日判決</p> <p>裁判官 (Justices): リード卿 (Lord Reed / 裁判長)、 ホッジ卿 (Lord Hodge / 裁判長代理)、レディ・アー デン (Lady Arden)、キッチン卿 (Lord Kitchin)、 セールズ卿 (Lord Sales)、ハンブレン卿 (Lord Hamblen)、レギヤット卿 (Lord Leggatt)</p> <p>上告の概要 (Background to the Appeal)</p> <p>本件上告は、ウーバーのスマホアプリ (以下「ウー バーアプリ」) を使ってサービスを提供する個人ハ イヤー運転手の雇用上の地位に関係する。主たる争 点は、ウーバー運転手は、全国的な最低賃金の支払 を受ける権利や年次有給休暇その他労働法上の保護 が受けられる「労働者 (workers)」にあたるかど うかである。加えて、最高裁は、運転手が「労働者」 であるとすれば、労働法上の労働時間制限をどうと らえるかも検討する。</p> <p>ウーバー BV は、ウーバーアプリ技術を有するオ ランダ籍の会社である。ウーバーロンドン社 (Uber London Ltd) は、ウーバー BV のイギリス子会社 で、ロンドンで個人ハイヤー自動車を配車するライ センスを有している。原告のアスラム氏とファラー 氏は、一定期間、ロンドンで個人ハイヤー自動車を</p>
--

運転するライセンスを得ており、ウーバーアプリを使っていた。彼らの訴えは、雇用上の地位を確認するテストケースとして労働審判所 (employment tribunal) に提起された。2016年に、審判所で審理が行われた当時、イギリスで仕事をしているウーバー運転手は約4万人おり、そのうち3万人がロンドン地域で仕事に従事していた。

1996年労働者雇用権法230条3項その他関連法は、「労働者 (worker)」の定義に、雇用契約のもとで雇われた者に加え、「自営 (self-employed)」する者を含んでいる。とくに、この定義には、契約に基づいて働く個人を含んでいる。

労働審判所は、アスラムとファラー両氏はこの基準を満たし、かつウーバーロンドンとの労働契約のもとで働いていたと判断した。労働控訴審判所 (Employment Appeal Tribunal) や控訴裁判所 (Court of Appeal) (多数意見) は、ウーバーの控訴を棄却した。

判決

最高裁判所は、全員一致でウーバーの上告を棄却した。レギヤット卿が単独で判決を下した。当初の法廷は、途中で病気になったキッチン卿を含む7人の裁判官で構成された。しかし、キッチン卿が仕事に戻れるかどうかは定かではないために法廷は6人の裁判官で構成された。

判決理由

《運転手は労働者かどうか》

ウーバーは、次のように主張する。ウーバー BV は、ウーバーアプリを使用することをウーバーロンドンにより承認された運転手の予約代理人 (booking agent) としての業務をする子会社 (本件ではウーバーロンドン) への技術提供者としての業務を行っているだけである。ウーバーアプリを使って乗車の予約があった場合、契約は、運転手は乗客に対して運輸サービスの提供に同意する形で、直接運転手と乗客との間で成立する。料金は、ウーバーアプリにより計算され、乗客はウーバー BV に支払う [判決1頁、43頁]。一部 (本件では20%) が差し引かれ、残りは運転手に支払われる。ウーバーは、この手続を、運転手に代わり乗客から料金を徴収し、かつ、運転手に技術その他の「サービス料」を賦課する性格のものと解している。この点を裏付けるために、ウーバーは、ウーバー BV と運転手の間での成文の標準契約書およびウーバーの会社と乗客との間での成文の標準契約書の文言を証拠に使った [判決22 - 29頁に要約]。加えて、ウーバーは、運転手は、働きたいときに働くことができ、かつ、働く時間の多さまたは少なさも問われない旨を強調した。手短に言えば、ウーバーは、運転手は顧客との間で交わした契約に基づいて働く独立契約者であり、ウーバーのためには働いてはいない、と主張した。

⁴ Uber BV and others (Appellants) v Aslam and others (Respondents) (supremecourt.uk)

最高裁判所は不同意。運転者とウーバーロンドンとの間には成文の契約書など存在しないという事実に基づき、法的関係の性格は、当事者間の行為から推測すべきであるとした[45 - 46 頁]。ウーバーロンドンは、運転者の代理人として業務を遂行していると主張するが、そのような事実はない[50 - 56 頁]。いずれにしろ、個人が「労働者」であるのかどうかを判断する出発点において、成文の契約書をもとにするのは誤りである[57 頁、76 頁]。最高裁判所は、先例【オートクレンズ社 対 ベルチャー (Autoclenz Ltd v Belcher) 事件 [2011] UKSC 41】を検討し、かつ説明する[68 - 69 頁]。正しいアプローチは、適用ある労働法の目的を点検することである[70 頁]。その目的とは、個人の労働に支配権を行使する人や組織に従属しかつ依存する立場にあることから、自分の給与や労働条件にほとんどまたは何もいえない弱い個人に保護を与えることにある[71 - 76 頁]。加えて、法律は、より強い交渉の立場にある雇用主をこれらの保護から排除する[79 - 82 頁]。

判決は、原告ウーバー社との契約に基づいて働いているという結論を正当化した労働審判所の事実認定に関し、次の5つの点を強調する。

第一に、ウーバーアプリを通じて乗車が予約された場合、料金を設定するのはウーバーであり、運転者はウーバーアプリで計算された以上の料金を課すことは認められない。運転者がした労働に対してどれだけ支払うかはウーバーが決めることになる[94 頁]。第二に、運転者が提供するサービスに関する契約条件はウーバーが決め、かつ、運転者はそれに口をはさめない[95 頁]。第三に、運転者はいったんウーバーアプリに接続すると、運転者は、乗車を受け入れるかどうかの選択はウーバーによって制限される[96 頁]。運転者による乗車要請の受諾（や拒否）の比率をモニターし、かつ、あまりにも乗車要請の拒否または取消が多い場合に10秒以内にその運転者を自動的にウーバーアプリに接続できないようにし、再び接続が許されるまでその運転者が仕事を始めること妨げるようなペナルティを課す

ことが一方的に行われている[97 頁]。第四に、ウーバーは、運転者がサービスを提供する方法に対して厳しい制限を課している。判決にあげられたいくつかの方法の一つは、評価制度の採用であり、乗客は、乗車するたびに運転者を1から5の段階で評価するように求められる。いかなる運転者も、求められた標準評価を維持できないときには、警告を受け、かつ、標準評価を維持するように改善できない場合には、事実上ウーバーとの関係は断たれる[98 - 99 頁]。第五の重要な要素は、ウーバーは、乗客と運転者との会話を、その乗車に最低限必要な程度に制限し、かつ、個々の乗車を超えて乗客との関係を持つことを防ぐための現実的な対応策を講じていることである[100 頁]。

これらの要素を織り込んで考えると、ウーバーアプリを使って運転者が提供し、乗客が受ける運輸サービスは、きわめて厳格に定義されかつ統制されている。運転者は、ウーバーとの関係において、職業的または企業家的な技能を通じて自己の経済的な状態を改善することがほとんどできないほど従属的かつ依存状態にある。実際、運転者にとり、収益を向上させる唯一の方法は、常時ウーバーの仕事評価方法に耐えながら長時間働くしかない。最高裁判所は、ウーバーが行った予約代理人として業務を行っているデジタルプラットフォームに関するホテルその他の宿泊施設と小型キャブの運転者との比較は、本件に役立つものではない。運転者は、まさに「労働者」と判断される[119 頁]。

《運転者がウーバーのための「働いている」時間とは》

最高裁判所は、労働審判所がウーバーのために働いている原告が費やす時間とは、（ウーバーが主張するような）客を乗せて目的地まで実際に運転する時間には限らず、その運転者が業務をすることが許され、かつ乗車の準備やその受け入れができる領域内においてウーバーアプリを接続している時間も含むと判断することを支持した[136 - 7 頁]。

ちなみに、わが国では、政府規制により、自家用車の相乗り（ライドシェアリング）サービスを法認していない。

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)

東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171-0021
Tel/Fax : 03-3985-4590 Eメール : wagatsuma@pij-web.net
編集・発行人 中村克己

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171-0021, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

<http://www.pij-web.net>
2021.10.8 発行 CNN ニュース No.107

入会のご案内

季刊・CNN ニュースは、PIJ の会員（年間費1万円）の方にお送りしています。入会はPIJ の口座にお振込み下さい。

郵便振込口座番号
00140 - 4 - 169829
ピー・アイ・ジェー (PIJ)

NetWork のつぶやき

・菅政権が自爆した。マイナンバーパンデミック、学術会議人事に介入、子息の官民癒着を含め巨悪も放置した。平和ぼけしたデジタル公安調査庁によるトータルな国民情報の背番号管理は、国家安全保障上も危険だ。(N)